

(別 紙)

新 旧 対 照 表

1 目次 次表の「改正前」の部分を「改正後」欄に掲げるとおり改める（アンダーラインを付した部分は改正部分である）。

改 正 後	改 正 前
目 次 (注) 簿書様式は、平成24年12月21日現在の法令に基づくものである。<u>ただし、相続税の申告書等は平成25年4月1日現在の法令に基づくものである。</u> 第 1 共 通 関 係 (1～6 省略) <u>7 更正決定等をすべきと認められない旨の通知書（初葉・交付用）</u> <u>8 同（次葉）</u> (第2～第7 省略) 第 8 納 税 猶 予 関 係 (1～105 省略) <u>106 山林の相続税の申告された納税猶予税額の一部について納税猶予が認められない旨の通知書（通知用）</u> <u>107 山林の相続税の納税猶予が認められない旨の通知書（通知用）</u> <u>108 山林についての相続税の更正に係る納税猶予税額の担保提供通知書（通知用）</u> <u>109 山林についての相続税の納税猶予の継続届出書</u> <u>110 特例山林の明細書（兼特例山林の異動明細書）</u> <u>111 納税猶予の適用を受けている山林について収用交換等による譲渡を行った場合の利子税の軽減の特例を受けるための届出書</u> <u>112 同（付表）</u> <u>113 猶予期限が確定した山林についての相続税額の通知書（通知用）</u> <u>114 山林についての相続税の納税猶予取りやめ届出書</u> <u>115 山林についての相続税の納税猶予の免除届出書</u>	目 次 (注) 簿書様式は、平成24年12月21日現在の法令に基づくものである。 第 1 共 通 関 係 (1～6 同左) <u>(新規)</u> <u>(新規)</u> (第2～第7 同左) 第 8 納 税 猶 予 関 係 (1～105 同左) <u>(新規)</u> <u>(新規)</u> <u>(新規)</u> <u>(新規)</u> <u>(新規)</u> <u>(新規)</u> <u>(新規)</u> <u>(新規)</u> <u>(新規)</u> <u>(新規)</u> <u>(新規)</u> <u>(新規)</u> <u>(新規)</u>

第9 措法第40条の規定による承認申請関係

(1～32 省略)

33 租税特別措置法第40条第10項の規定による公益法人等が（旧）幼保連携型認定こども園の設置のために財産等を贈与する場合の届出書

34 租税特別措置法第40条第12項の規定による特定一般法人が公益認定を受けた場合の届出書

35 租税特別措置法施行令第25条の17第24項の規定による公益法人等が公益認定を取り消された場合の届出書

36 特例民法法人である公益法人等が公益社団法人又は公益財産法人へ移行・一般社団法人又は一般財団法人へ移行した場合の届出書

37 租税特別措置法第40条第 項の規定の適用を受けることの確認書

(第10～第11 省略)

第9 措法第40条の規定による承認申請関係

(1～32 同左)

(新規)

33 租税特別措置法第40条第11項の規定による特定一般法人が公益認定を受けた場合の届出書

34 租税特別措置法施行令第25条の17第21項の規定による公益法人等が公益認定を取り消された場合の届出書

35 特例民法法人である公益法人等が公益社団法人又は公益財産法人へ移行・一般社団法人又は一般財団法人へ移行した場合の届出書

36 租税特別措置法第40条第 項の規定の適用を受けることの確認書

(第10～第11 同左)

2 資産課税関係の申請・届出等の様式

第1 《共通関係》中、次表の「様式」欄に掲げる申請・届出等の様式を「改正事項」欄に掲げるとおりに改める。

様 式	改 正 事 項
5 納税管理人届出書	様式1のとおりとする。
6 納税管理人解任届出書	様式2のとおりとする。
7 更正決定等をすべきと認められない旨の通知書（初葉・交付用）	様式3のとおりとする。（新規）
8 同（次葉）	様式4のとおりとする。（新規）

第2 《相続税関係》中、次表の「様式」欄に掲げる申請・届出等の様式を「改正事項」欄に掲げるとおりに改める。

様 式	改 正 事 項
1 相続税の申告書（第1表）	様式5のとおりとする。
2 同（控用）	様式6のとおりとする。
6-1 同（第1表の付表3）	様式7のとおりとする。
6-2 同（第1表の付表4）	様式8のとおりとする。
13-6 同（第8の3表の付表）	様式9のとおりとする。
25 同（第14表）	様式10のとおりとする。
31 遺産が未分割であることについてやむを得ない事由がある旨の承認申請書	様式11のとおりとする。
33 相続税の修正申告書（第1表）	様式12のとおりとする。
37-2-1 同（第8表の3表）	様式13のとおりとする。
51 相続（包括遺贈を含む。）により承継する相続税及び加算税について（通知用）	様式14のとおりとする。
59 相続税法第49条第1項の規定に基づく開示請求書	様式15のとおりとする。

第3 《贈与税関係》中、次表の「様式」欄に掲げる申請・届出等の様式を「改正事項」欄に掲げるとおりに改める。

様 式	改 正 事 項
22 特定同族株式等に係る相続時精算課税の特例の適用に対する同意書	様式16のとおりとする。

第6 《財産評価関係》中、次表の「様式」欄に掲げる申請・届出等の様式を「改正事項」欄に掲げるとおりに改める。

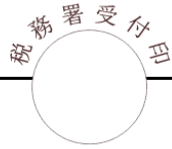
様 式	改 正 事 項
1 平成 年分 特定路線価設定申出書	様式17のとおりとする。

第8 《納税猶予関係》中、次表の「様式」欄に掲げる申請・届出等の様式を「改正事項」欄に掲げるとおりに改める。

様 式	改 正 事 項
20 納税猶予の適用を受けている農地等について収用交換等による譲渡を行った場合の利子税の軽減の特例の適用を受けるための届出書	様式18のとおりとする。
83-1 営農困難時貸付けに関する届出書	様式19のとおりとする。
83-3 「営農困難時貸付けに関する届出書」の添付書類一覧	様式20のとおりとする。
83-11 「耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等に係る新たな営農困難時貸付けに関する承認申請書」の添付書類一覧	様式21のとおりとする。
106 山林の相続税の申告された納税猶予税額の一部について納税猶予が認められない旨の通知書（通知用）	様式22のとおりとする。（新規）
107 山林の相続税の納税猶予が認められない旨の通知書（通知用）	様式23のとおりとする。（新規）
108 山林についての相続税の更正に係る納税猶予税額の担保提供通知書（通知用）	様式24のとおりとする。（新規）
109 山林についての相続税の納税猶予の継続届出書	様式25のとおりとする。（新規）
110 特例山林の明細書（兼特例山林の異動明細書）	様式26のとおりとする。（新規）
111 納税猶予の適用を受けている山林について収用交換等による譲渡を行った場合の利子税の軽減の特例を受けるための届出書	様式27のとおりとする。（新規）
112 同（付表）	様式28のとおりとする。（新規）
113 猶予期限が確定した山林についての相続税額の通知書（通知用）	様式29のとおりとする。（新規）
114 山林についての相続税の納税猶予取りやめ届出書	様式30のとおりとする。（新規）
115 山林についての相続税の納税猶予の免除届出書	様式31のとおりとする。（新規）

第9 《措法第40条の規定による承認申請関係》中、次表の「様式」欄に掲げる申請・届出等の様式を「改正事項」欄に掲げるとおりに改める。

様 式	改 正 事 項
26 財産等が使用開始されていない場合のやむを得ない事情等の届出書	様式32のとおりとする。
33 租税特別措置法第40条第10項の規定による公益法人等が（旧）幼保連携型認定こども園の設置のために財産等を贈与する場合の届出書	様式33のとおりとする。（新規）
34 租税特別措置法第40条第12項の規定による特定一般法人が公益認定を受けた場合の届出書	様式34のとおりとする。
35 租税特別措置法施行令第25条の17第24項の規定による公益法人等が公益認定を取り消された場合の届出書	様式35のとおりとする。
37 租税特別措置法第40条第 項の規定の適用を受けることの確認書	様式36のとおりとする。



納税管理人届出書

平成____年____月____日提出 ____税務署長	(フリガナ) 納税地	(〒 -) (電話 - -)
	(フリガナ) 氏名又は名称	㊞
	(フリガナ) (法人等の場合) 代表者等氏名	㊞
	生年月日	大正____年____月____日生 昭和____年____月____日生 平成____年____月____日生
相続税 贈与税 の納税管理人として次の者を定めたので届出します。		
納税 管 理 人	(フリガナ) 住所又は居所	(〒 -) (電話 - -)
	(フリガナ) 氏名又は名称	㊞
	届出者との 続柄(関係)	
	職業又は 事業内容	
法の施行地外における住所 又は居所となる場所		
納税管理人を定めた理由		
その他参考事項		(1) 出国(予定)年月日 平成____年____月____日 帰国(予定)年月日 平成____年____月____日 (2) その他
関与税理士	(電話 - -)	
税務署整理欄	整理番号	名簿番号

(資3-21-A4統一)

税務署受付印

納税管理人解任届出書

平成____年____月____日提出 _____ 税 務 署 長	(フリガナ) 納 税 地	(〒 -) (電話 - -)
	(フリガナ) 氏名又は名称	_____ ⑩
	(フリガナ) (法人等の場合) 代表者等氏名	_____ ⑩
	生 年 月 日	大正 昭和 平成 ____年____月____日生
次の 相 続 税 の納税管理人を解任したので届出します。 贈 与 税		
解任した納税管理人	(フリガナ) 住 所 又 は 居 所	(〒 -) (電話 - -)
	(フリガナ) 氏 名 又 は 名 称	_____ _____
選任していた ときの納税地		
納税管理人を 解任した理由		
その他参考事項		
関与税理士	(電話 - -)	
税務署整理欄	整理番号	名簿番号 _____

(資3-22-A4統一)

(納税地)	□□□-□□□□
(氏名・法人名)	

第 _____ 号
平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日

_____ 長
財務事務官 印

更正決定等をすべきと認められない旨の通知書

下記の内容について、国税に関する実地の調査を行った結果、更正決定等をすべきと認められませんので通知します。

記

税目	更正決定等をすべきと認められない課税期間等	(参考) 調査対象期間
備考		

(資 3 ②-28-A 4 統一)

別紙

税目	更正決定等をすべきと認められない課税期間等	(参考) 調査対象期間

備考	
----	--

(資 3 ②-29-A 4 統一)

相続税の申告書

FD3527

税務署長

年 月 日 提出

相続開始年月日 年 月 日

※申告期限延長日 年 月 日

○フリガナは、必ず記入してください。

税務署受付印

○この申告書は機械で読み取りますので、黒ボールペンで記入してください。
また、申告書と添付資料を一緒にとじないでください。

※の項目は記入する必要があります。

フリガナ		各人の合計		財産を取得した人	
(被相続人)					
氏名		氏名		氏名	
生年月日		生年月日 (年齢 歳)		生年月日 (年齢 歳)	
住所 (電話番号)		住所 (電話番号)		住所 (電話番号)	
被相続人との続柄		職業			
取得原因		該当する取得原因を○で囲みます。		相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与	
※整理番号					
取得財産の価額 (第11表③)	①			取得財産の価額 (第11表③)	①
相続時精算課税適用財産の価額 (第11の2表1⑦)	②			相続時精算課税適用財産の価額 (第11の2表1⑦)	②
債務及び葬式費用の金額 (第13表3⑦)	③			債務及び葬式費用の金額 (第13表3⑦)	③
純資産価額 (①+②-③) (赤字のときは0)	④			純資産価額 (①+②-③) (赤字のときは0)	④
純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額 (第14表1④)	⑤			純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額 (第14表1④)	⑤
課税価額 (④+⑤) (1,000円未満切捨て)	⑥			課税価額 (④+⑤) (1,000円未満切捨て)	⑥
法定相続人の数及び遺産に係る基礎控除額		(人)		法定相続人の数及び遺産に係る基礎控除額	
相続税の総額	⑦			相続税の総額	⑦
一般の場合	⑧	1.00		一般の場合	⑧
租税特別措置法第70条の6第2項の規定の適用を受ける場合	⑨			租税特別措置法第70条の6第2項の規定の適用を受ける場合	⑨
相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額 (第4表1⑤)	⑩			相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額 (第4表1⑤)	⑩
各人の納付・還付税額の計算				各人の納付・還付税額の計算	
暦年課税分の贈与税額控除額 (第4表2⑬)	⑪			暦年課税分の贈与税額控除額 (第4表2⑬)	⑪
配偶者の税額軽減額 (第5表①又は②)	⑫			配偶者の税額軽減額 (第5表①又は②)	⑫
未成年者控除額 (第6表1②、③又は⑥)	⑬			未成年者控除額 (第6表1②、③又は⑥)	⑬
障害者控除額 (第6表2②、③又は⑥)	⑭			障害者控除額 (第6表2②、③又は⑥)	⑭
相次相続控除額 (第7表③又は⑧)	⑮			相次相続控除額 (第7表③又は⑧)	⑮
外国税額控除額 (第8表1⑧)	⑯			外国税額控除額 (第8表1⑧)	⑯
計	⑰			計	⑰
差引税額 (⑬+⑭+⑮+⑯-⑰) (赤字のときは0)	⑱			差引税額 (⑬+⑭+⑮+⑯-⑰) (赤字のときは0)	⑱
相続時精算課税分の贈与税額控除額 (第11の2表⑨)	⑲			相続時精算課税分の贈与税額控除額 (第11の2表⑨)	⑲
小計 (⑱-⑲) (黒字のときは100円未満切捨て)	⑳			小計 (⑱-⑲) (黒字のときは100円未満切捨て)	⑳
農地等納税猶予税額 (第8表2⑦)	㉑			農地等納税猶予税額 (第8表2⑦)	㉑
株式等納税猶予税額 (第8の2表2⑩)	㉒			株式等納税猶予税額 (第8の2表2⑩)	㉒
山林納税猶予税額 (第8の3表2⑧)	㉓			山林納税猶予税額 (第8の3表2⑧)	㉓
申告期限までに納税額	㉔			申告期限までに納税額	㉔
還付される税額 (㉔-㉓)	㉕			還付される税額 (㉔-㉓)	㉕

(注) ⑱欄の金額が赤字となる場合は、⑱欄の左端に△を付してください。なお、この場合で、⑱欄の金額のうちに贈与税の外国税額控除額 (第11の2表⑨) があるときの⑱欄の金額については、「相続税の申告のしかた」を参照してください。

申告区分	年分	名簿番号	グループ番号	捺印
申告年月日				

作成税理士の事務所所在地・署名押印・電話番号

☐ 税理士法第30条の書面提出有 ☐ 税理士法第33条の2の書面提出有

第1表 (平成24年4月分以降用)

※税務署整理欄
通日付印
年月日
...
(確認者印)

第1表 (平25.7)

(資4-20-1-1-A4統一)

相続税の申告書

税務署長

年 月 日 提出

相続開始年月日 年 月 日

○フリガナは、必ず記入してください。

フリガナ		各 人 の 合 計		財 産 を 取 得 し た 人	
氏 名		(被相続人)		印	
生 年 月 日		年 月 日 (年齢 歳)		年 月 日 (年齢 歳)	
住 所				〒	
(電 話 番 号)				(- -)	
被相続人との続柄		職 業			
取 得 原 因		該当する取得原因を○で囲みます。		相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与	
※ 整 理 番 号					
取得財産の価額 (第11表③)	①			円	
相続時精算課税適用財産の価額 (第11の2表1⑦)	②			円	
債務及び葬式費用の金額 (第13表3⑦)	③			円	
純資産価額(①+②-③) (赤字のときは0)	④			円	
純資産価額に計算される暦年課税分の贈与財産価額 (第14表1④)	⑤			円	
課税価格(④+⑤) (1,000円未満切捨て)	⑥			円	
法定相続人の数及び遺産に係る基礎控除額	⑦	(人) 円		左の欄には、第2表の②欄の㊦の人数及び㊦の金額を記入します。	
相続税の総額	⑧	円		左の欄には、第2表の⑧欄の金額を記入します。	
一般の場合	⑨	円		円	
租税特別措置法第70条の6第2項の規定の適用を受ける場合	⑩	円		円	
相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額 (第4表1⑤)	⑪	円		円	
各人の納付・還付税額の計算	⑫	円		円	
暦年課税分の贈与税額控除額 (第4表2⑬)	⑬	円		円	
配偶者の税額軽減額 (第5表⑧又は⑨)	⑭	円		円	
未成年者控除額 (第6表1②、③又は⑥)	⑮	円		円	
障害者控除額 (第6表2②、③又は⑥)	⑯	円		円	
相次相続控除額 (第7表⑬又は⑭)	⑰	円		円	
外国税額控除額 (第8表1⑧)	⑱	円		円	
計	⑲	円		円	
差引税額 (⑬+⑭+⑮+⑯+⑰+⑱) (赤字のときは0)	⑳	円		円	
相続時精算課税分の贈与税額控除額 (第11の2表⑧)	㉑	円		円	
小計 (㉑-㉒) (黒字のときは100円未満切捨て)	㉒	円		円	
農地等納税猶予税額 (第8表2⑦)	㉓	円		円	
株式等納税猶予税額 (第8の2表2⑩)	㉔	円		円	
山林納税猶予税額 (第8の3表2⑤)	㉕	円		円	
申告期限までに納付すべき税額 (㉒-㉕)	㉖	円		円	
還付される税額	㉗	円		円	

(注) ⑧欄の金額が赤字となる場合は、⑧欄の左端に△を付してください。なお、この場合で、⑧欄の金額のうちに贈与税の外国税額控除額(第11の2表⑧)があるときの⑧欄の金額については、「相続税の申告のしかた」を参照してください。

作成税理士の事務所所在地・署名押印・電話番号

印

受益者等が存しない信託等に係る相続税額の
計算明細書

		被 相 続 人						
この明細書は、相続税法第9条の4第1項又は第2項に規定する受託者が相続税の申告書を提出する場合に作成します。 なお、この明細書の書きかた等については、裏面をご覧ください。				受 託 者 の 名 称 又 は 氏 名 (法人整理番号)	()			
1 信託の明細								
番号	信 託 の 名 称		営 業 所 等 の 名 称 及 び 所 在 地					
1								
2								
3								
2 信託に関する権利の明細								
番号	種 類	細 目	利用区分、 銘 柄 等	所在場所等	数 量 固 定 資 産 税 額 評 価 額	単 価 倍 数	価 額	外国税額控除額
							円	円
信託に関する権利の価額の合計額等							①	②
(注) 1 「番号」欄は、記載する資産が属する信託財産の上記「1 信託の明細」の「番号」を記入します。 2 この明細は、第11表に準じて記入してください。 3 「価額」欄は、当該資産の価額（信託財産に属する負債がある場合は、その信託財産に属する資産の価額の合計額を限度として当該負債を控除した金額）を記入します。なお、当該信託財産に属する負債は、第13表（債務及び葬式費用の明細書）には記載しないでください。 4 上記に記入しきれないときは、適宜の用紙に「信託に関する権利の明細」を記載して添付してください。								
3 相続税額等の計算								
③ 相続税の算出税額（第1表の受託者の⑨又は⑩欄の金額）		④ 相続税額の2割加算額（第1表の受託者の⑪欄の金額）		⑤ 外国税額控除額（②欄の金額）		⑥ (③+④-⑤) の金額		
円		円		円		円		
法人税及び事業税等の額の基となる価額の計算								
⑦ 信託に関する権利の価額の合計額（①欄の金額）		⑧ ⑦の価額に基づく事業税等の額		⑨ ⑦の価額に基づく地方法人特別税の額		⑩ 法人税及び事業税等の額の基となる価額（⑦-⑧-⑨）		⑪ ⑩の価額に基づく法人税の額
円		円		円		円		円
⑫ ⑩の価額に基づく事業税の額の額		⑬ ⑩の価額に基づく地方法人特別税の額		⑭ ⑩の金額に基づく道府県民税の額		⑮ ⑩の金額に基づく市町村民税の額		
円		円		円		円		
⑯ 法人税等控除額（⑪+⑫+⑬+⑭+⑮+復興特別法人税の額）		⑰ (③+④-⑤) の金額		⑱ 申告納税額（申告期限までに納付すべき税額）（⑥-⑤）				
円		円		円				
(注) 1 ⑧又は⑩の各欄は、⑦又は⑨の各欄の金額を受託者の事業年度の所得とみなして地方税法の規定を適用して計算した「事業税の額」を記入します。 2 ⑨又は⑬の各欄は、⑦又は⑨の各欄の金額を受託者の事業年度の所得とみなして地方法人特別税等に関する暫定措置法の規定を適用して計算した「地方法人特別税の額」を記入します。 3 ⑪欄は、⑩欄の金額を受託者の事業年度の所得とみなして法人税法の規定を適用して計算した「法人税の額」を記入します。 4 ⑭又は⑮の各欄は、⑪欄の「法人税の額」を基に地方税法の規定を適用して計算した「道府県民税の額」又は「市町村民税」の額を記入します。 5 ⑯欄の「復興特別法人税の額」の計算方法については、裏面4をご覧ください。 6 ⑱欄の金額を第1表の受託者の⑳欄に転記します。⑱欄の金額（⑥-⑤）がマイナスとなるときは「0」と記入します。								
4 信託財産責任負担債務の額の計算								
番号	⑲ ①欄の金額	⑳ ⑬欄の金額のうち各信託ごとの価額の合計額		㉑ (⑲×㉒÷⑬) の金額		㉒ 各信託に関する権利に係る外国税額控除額		㉓ 信託財産責任負担債務の額（㉑-㉒）
	円	円		円		円		円
信託財産責任負担債務の額の合計額								
(注) 1 この欄は、相続税額が相続税法施行令第1条の10第4項の規定により一の者の相続税として計算される場合において、この明細書を提出する受託者が受託した各信託に関する権利に係る信託財産責任負担債務の額を記入します（「信託財産責任負担債務」とは、信託法第2条第9項に規定する信託財産責任負担債務をいいます）。 2 「番号」欄は、記載する信託財産が属する信託の「1 信託の明細」欄の番号を記入します。 3 ㉒欄は、各信託のうち受託者が相続税の申告を行うべき信託について、「番号」欄に記載した番号ごとに対応する、「2 信託に関する権利の明細」欄の信託財産に属する資産の価額（信託財産に属する負債がある場合は、その信託財産に属する資産の価額の合計額を限度として当該負債を控除した金額）の合計額を記入します。 4 ㉓欄は、各信託のうち受託者が相続税の申告を行うべき信託について、「番号」欄に記載した番号ごとに対応する外国税額控除額を記入します。 5 ㉓欄の金額（㉑-㉒）がマイナスとなるときは「0」と記入します。 6 上記に記入しきれないときは、適宜の用紙に「信託財産責任負担債務の額の計算」を記載して添付してください。								

第1表の付表3（平25.7）

（資4-96-A 4 統一）

第1表の付表3（平成24年4月分以降用）

書 き か た 等

この明細書は、相続税法第9条の4第1項又は第2項に規定する受託者が相続税の申告書を提出する場合に作成します。なお、この明細書は、相続税の申告書に添付して提出してください。

各欄の記載については、表面の各欄の（注）にしたがって記入してください。また、次の欄は次により記入してください。

- 1 「受託者の名称又は氏名」欄には、受託者の名称又は氏名を記入してください。
- 2 「1 信託の明細」には、この明細書を提出する受託者が相続税の申告を行うべき受益者等が存しない信託（相続税法第9条の4第1項又は第2項の規定により被相続人から遺贈により取得したものとみなされる信託に関する権利をいいます。以下同じです。）について一の信託契約ごとに記入してください。
 なお、「営業所等の各称及び所在地」欄には、信託の受託をした営業所、事務所その他これらに準ずるものの名称及び所在地を記入してください。
- 3 「2 信託に関する権利の明細」には、「1 信託の明細」に記載した受益者等が存しない信託について、信託財産に係る資産の明細を記入してください。
 なお、外国税額控除額は、「1 信託の明細」に記載した信託契約に係る信託財産に属する資産を記入した欄のいずれかにまとめて記入してください。
- 4 「3 相続税額等の計算」では、相続税額等から控除する、法人税、事業税等の額を計算し、申告納税額（申告期限までに納付すべき税額）を算出します。
 「⑯」欄の「復興特別法人税の額」は、遺贈があった日の属する事業年度が東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第45条に規定する課税事業年度（同条第3項の規定により課税事業年度とみなされる事業年度を除きます。）である場合に、「⑪」欄の金額を同法第44条に規定する基準法人税額とみなして同法第47条及び第48条の規定を適用して計算します。
 「⑰」欄の金額は、第1表の⑳欄に転記します。
- 5 「4 信託財産責任負担債務の額の計算」では、相続税額が相続税法施行令第1条の10第4項の規定により一の者の相続税として計算される場合において、各信託に係る信託財産責任負担債務の額を計算します。
- 6 相続税法第9条の4第1項又は第2項の規定により相続税の申告をする受託者が、当該信託の信託に係る被相続人の相続人である場合には、当該信託に係る被相続人から遺贈により取得したとみなされる信託に関する権利に係る受託者の数は、相続税法第15条第2項（（遺産に係る基礎控除））の相続人の数に算入しません。
- 7 相続税法第9条の4第1項又は第2項の規定により相続税の申告をする受託者が、相続税法第18条に規定する当該相続等に係る被相続人の一親等の血族（当該被相続人の直系卑属が相続開始以前に死亡している場合又は相続権を失った場合には、代襲して相続人となった当該被相続人の直系卑属を含みます。）及び配偶者以外の者である場合には、相続税法第17条の規定により算出した相続税に対し、相続税法第18条に規定する相続税額の加算を行う必要があります。

人格のない社団又は財団に課される相続税額の
計算明細書

この明細書は、相続税法第66条第1項に規定する代表者又は管理者の定めのある人格のない社団又は財団が遺贈により取得した財産に係る相続税の申告書を提出する場合に作成します。 なお、この明細書の書きかた等については、裏面をご覧ください。					被相続人		
人格のない社団 又は財団の名称					(法人整理番号)		()
1 遺贈により取得した財産の明細等							
番号	種類	細目	利用区分、 銘柄等	所在場所等	数量 固定資産税 評価額	単価 倍数	価額
1							円
2							
3							
4							
5							
遺贈により取得した財産のうち、その財産の価額が法人税法の規定により事業年度の所得金額の計算上益金の額に算入される財産については、番号を○で囲んでください。					合計額		①
上記に記載した財産の価額のうち法人税法の規定により事業年度の所得金額の計算上益金の額に算入される財産の価額の合計額							② 円
2 相続税額から控除する法人税等に相当する額の計算							
③ 法人税法の規定により益金の額に算入される遺贈により取得した財産の価額の合計額 (②欄の金額)		④ ③の価額に基づく事業税の所得割の額		⑤ ③の価額に基づく地方法人特別税の額		⑥ 翌期控除事業税等相当額 (④+⑤)	
円		円		円		円	
⑦ 法人税及び事業税等の額の基となる価額 (③-⑥)		⑧ ⑦の価額に基づく法人税の額		⑨ ⑦の価額に基づく事業税の所得割の額		⑩ ⑦の価額に基づく地方法人特別税の額	
円		円		円		円	
⑪ ⑧の金額に基づく道府県民税の法人税割の額		⑫ ⑧の金額に基づく市町村民税の法人税割の額		⑬ 法人税等に相当する額 (⑧+⑨+⑩+⑪+⑫+復興特別法人税の額)			
円		円		円			
3 相続税額から控除する法人税等に相当する額の限度額の計算							
⑭ 相続税の差引税額 (第1表の⑬の金額)		⑮ 法人税法の規定により益金の額に算入される遺贈により取得した財産に対応する差引税額 (⑬×②÷①)		⑯ 法人税等に相当する額 (⑬の金額)		⑰ 限度額 (⑬の金額と⑯の金額のうちいずれか少ない方の金額)	
円		円		円		円	
4 申告納税額 (納付すべき税額) の計算							
⑱ 相続税の差引税額 (第1表の⑬の金額)		⑲ 相続税額から控除する法人税等に相当する額 (⑰の金額)		⑳ 申告納税額 (納付すべき税額) (⑱-⑲)		(注) ㉑の金額を人格のない社団又は財団の第1表の㉑欄に転記します。	
円		円		円			

第1表の付表4 (平成24年4月分以降用)

書 き か た 等

この明細書は、相続税法第66条第1項に規定する代表者又は管理者の定めのある人格のない社団又は財団（以下「人格のない社団等」といいます。）が遺贈により取得した財産に係る相続税の申告書を提出する場合に作成します。なお、この明細書は、相続税の申告書に添付して提出してください。

- 1 「人格のない社団又は財団の名称」欄には、遺贈により財産を取得した人格のない社団等の名称を記入してください。
- 2 「1 遺贈により取得した財産の明細等」の「種類」、「細目」、「利用区分、銘柄等」、「所在場所等」、「数量」、「固定資産税評価額」、「単価」、「倍数」及び「価額」欄は、第11表に準じて記入してください。
 なお、遺贈により取得した財産のうちに、その財産の価額が法人税法の規定により人格のない社団等の事業年度の所得金額の計算上益金の額に算入される財産については、番号を○で囲んでください。
- 3 「2 相続税額から控除する法人税等に相当する額の計算」は、相続税額から控除する法人税、事業税等の額を次により計算して記入してください。
 - (1) 「④」及び「⑤」欄には、「③」欄の金額を人格のない社団等の事業年度の所得とみなして地方税法の規定を適用して計算した「事業税の所得割の額」及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の規定を適用して計算した「地方法人特別税の額」を記入します。
 - (2) 「⑧」並びに「⑨」及び「⑩」欄には、「⑦」欄の金額を人格のない社団等の事業年度の所得とみなして法人税法の規定を適用して計算した「法人税の額」並びに地方税法の規定を適用して計算した「事業税の所得割の額」及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の規定を適用して計算した「地方法人特別税の額」を記入します。
 - (3) 「⑪」及び「⑫」欄には、「⑧」欄の金額を基に地方税法の規定を適用して計算した「道府県民税の法人税割の額」及び「市町村民税の法人税割の額」を記入します。
 - (4) 「⑬」欄の「復興特別法人税の額」は、遺贈があった日の属する事業年度が東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第45条に規定する課税事業年度（同条第3項の規定により課税事業年度とみなされる事業年度を除きます。）である場合に、「⑧」欄の金額を同法第44条に規定する基準法人税額とみなして同法第47条及び第48条の規定を適用して計算します。
- 4 「3 相続税額から控除する法人税等に相当する額の限度額の計算」では、相続税額から控除する法人税等に相当する額の限度額を計算します。
- 5 「4 申告納税額（納付すべき税額）の計算」では、申告納税額（納付すべき税額）を計算します。
 「⑭」欄の金額を人格のない社団等の第1表の「⑮」欄に転記します。

被 相 続 人	
林業経営相続人	

この明細書は、山林についての納税猶予の特例の適用を受ける特例山林及び特例施業対象山林について、その明細等を記入します。

① 特例施業対象山林を相続又は遺贈により取得した日（相続開始年月日）	平成	年	月	日
② 相続の開始があったことを知った日（通常は①と同じ日になります。）	平成	年	月	日
③ 相続の開始の日から林業経営相続人に係る平均余命（1年未満切捨て）を経過する日までの期間				
④ 「③の期間」と「30年」のうちいずれか短い期間				

(注) 平均余命とは、厚生労働省の作成に係る完全生命表に掲げる年齢及び性別に応じた平均余命をいいます。

この欄は、林業経営相続人が相続又は遺贈により取得した特例施業対象山林・特例山林の明細を記入します。

所在場所	路網整備を行わない山林等	土 地			立 木					
		⑤ 面積	⑥ 特例山林以外の土地の価額	⑦ 特例山林の土地の価額	⑧ 面積	⑨ 樹種	⑩ ①の日から標準伐期齢等に達する日までの期間	⑪ 「④<⑩」の判定	⑫ 特例山林以外の立木の価額	⑬ 特例山林の立木の価額
			円	円				適・否	円	円
								適・否		
								適・否		
								適・否		
								適・否		
								適・否		
								適・否		
								適・否		
								適・否		
								適・否		
								適・否		
								適・否		
								適・否		
								適・否		
特例山林の土地の価額の合計額 A					特例山林の立木の価額の合計額 B					

特例山林の土地の価額の合計額 A

特例山林の立木の価額の合計額 B

特例山林の価額の合計額 (A+B)

円 (この金額を第8の3表の1(1)の①欄に転記します。)

(注) 1 「路網整備を行わない山林」の欄には、路網整備を行わない山林又は市町村区域内の山林に該当する場合は「×」と記入します。
2 ④欄「標準伐期齢等」とは、森林法第10条の3第1項に規定する市町村森林整備計画に定める標準伐期齢をいいます。ただし森林法施行規則第39条第1項に規定する水源かん養機能維持増進森林の区域内に存在する立木については、標準伐期齢に10年を加えた年齢を、それ以外に存在する立木のうち標準伐期齢のおおむね2倍以上に相当する年齢を超える年齢において主伐を行う森林整備が推進すべき森林として市町村森林整備計画において定められている森林（以下「長伐期施業森林」といいます。）の区域内に存在する立木については、その長伐期施業林につき市町村森林整備計画に定められている年齢をいいます。
3 ⑤欄は、「④<⑥」の場合には「適」を、それ以外の場合には「否」を○で記入してください。
4 上記1～3に記入されないときは、適宜の用紙に特例施業対象山林・特例山林の細目を記載して添付してください。

この欄は、経営報告基準日の翌日から5か月を経過する日が相続税の申告期限までに到来し、かつ、その5か月を経過する日がその経営報告基準日の翌年である場合に記入します。

経営報告基準日の属する年分の山林所得に係る収入金額	円
---------------------------	---

(注)「経営報告基準日の属する年分の山林所得に係る収入金額」欄は、所得税法第32条第1項に規定する山林所得に係る収入金額を記入します。

※税務署整理欄	入力		確認			
---------	----	--	----	--	--	--

第8の3表の付表(平25.7)

(資 4-20-9-8-A 4 統一)

第8の3表の付表
(平成25年4月分以降用)

※の項目は記入する必要がありません

純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額及び特定贈与財産価額
出資持分の定めのない法人などに遺贈した財産
特定の公益法人などに寄附した相続財産・
特定公益信託のために支出した相続財産

の明細書

被相続人

第14表
(平成25年分以降用)

1 純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額及び特定贈与財産価額の明細									
この表は、相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人が、その相続開始前3年以内に被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した財産がある場合に記入します。									
番号	贈与を受けた人の氏名	贈与年月日	相続開始前3年以内に暦年課税に係る贈与を受けた財産の明細					② ①の価額のうち特定贈与財産の価額	③ 相続税の課税価額に算入される価額(①-②)
			種類	細目	所在場所等	数量	①価額		
1		・ ・					円	円	円
2		・ ・							
3		・ ・							
4		・ ・							
贈与を受けた人ごとの③欄の合計額		氏名	(各人の合計)						
		④金額	円	円	円	円	円	円	円
上記「②」欄において、相続開始の年に被相続人から贈与によって取得した居住用不動産や金銭の全部又は一部を特定贈与財産としている場合には、次の事項について、「(受贈配偶者)」及び「(受贈財産の番号)」の欄に所定の記入をすることにより確認します。									
(受贈配偶者) (受贈財産の番号)									
私 [] は、相続開始の年に被相続人から贈与によって取得した上記 [] の特定贈与財産の価額については贈与税の課税価額に算入します。									
なお、私は、相続開始の年の前年以前に被相続人からの贈与について相続税法第21条の6第1項の規定の適用を受けていません。									
(注) ④欄の金額を第1表のその人の「純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額⑤」欄及び第15表の⑦欄にそれぞれ転記します。									

2 出資持分の定めのない法人などに遺贈した財産の明細					
この表は、被相続人が人格のない社団又は財団や学校法人、社会福祉法人、宗教法人などの出資持分の定めのない法人に遺贈した財産のうち、相続税がかからないものの明細を記入します。					
遺贈した財産の明細					出資持分の定めのない法人などの所在地、名称
種類	細目	所在場所等	数量	価額	
				円	
		合 計			

3 特定の公益法人などに寄附した相続財産又は特定公益信託のために支出した相続財産の明細						
私は、下記に掲げる相続財産を、相続税の申告期限までに、						
(1) 国、地方公共団体又は租税特別措置法施行令第40条の3第1項に規定する法人に対して寄附(租税特別措置法施行令の一部を改正する政令(平成20年政令第161号)附則第57条第1項の規定により、なおその効力を有することとされる旧租税特別措置法施行令第40条の3第1項第2号及び第3号に規定する法人に対する寄附を含みます。)をしましたので、租税特別措置法第70条第1項の規定の適用を受けます。						
(2) 租税特別措置法施行令第40条の4第3項の要件に該当する特定公益信託の信託財産とするために支出しましたので、租税特別措置法第70条第3項の規定の適用を受けます。						
(3) 特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人に対して寄附(特定非営利活動促進法の一部を改正する法律(平成23年6月22日法律第70号)附則第10条第4項に規定する旧認定特定非営利活動法人に対し、その法人が行う特定非営利活動促進法第2条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附を含みます。)をしましたので、租税特別措置法第70条第10項の規定の適用を受けます。						
(4) 所得税法等の一部を改正する法律(平成20年法律第23号)附則第88条の規定により、なおその効力を有することとされる旧租税特別措置法第70条第11項に規定する特定地域雇用等促進法人に対して寄附(平成25年11月30日以前の寄附に限り、)をしましたので、旧租税特別措置法第70条第11項の規定の適用を受けます。						
寄附(支出)年月日	寄附(支出)した財産の明細				公益法人等の所在地・名称(公益信託の受託者及び名称)	寄附(支出)をした相続人等の氏名
	種類	細目	所在場所等	数量		
・ ・				円		
・ ・						
		合 計				
(注) この特例の適用を受ける場合には、期限内申告書に一定の受領書、証明書類等の添付が必要です。						

通信日付印の年月日	確認印		番 号
年 月 日			

遺産が未分割であることについてやむ
を得ない事由がある旨の承認申請書

名 簿 番 号	
---------	--

税 務 署
受 付 印

____年____月____日提出

〒

____税務署長

住 所
(居所)

申請者 氏 名 _____ ④ 電話 _____

- 遺産の分割後、
- ・配偶者に対する相続税額の軽減（相続税法第19条の2第1項）
 - ・小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例（租税特別措置法第69条の4第1項）
 - ・特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例（租税特別措置法第69条の5第1項）
 - ・特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例（所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）による改正前の租税特別措置法第69条の5第1項）
- の適用を受けたいので、遺
- 産が未分割であることについて、
- ・相続税法施行令第4条の2第2項
 - ・租税特別措置法施行令第40条の2第13項又は第15項
 - ・租税特別措置法施行令第40条の2の2第8項又は第10項
 - ・租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成21年政令第108号）による改正前の租税特別措置法施行令第40条の2の2第19項又は第22項
- に規定するやむを

得ない事由がある旨の承認申請をいたします。

1 被相続人の住所・氏名 住 所 _____ 氏 名 _____

2 被相続人の相続開始の日 平成____年____月____日

3 相続税の申告書を提出した日 平成____年____月____日

4 遺産が未分割であることについてのやむを得ない事由

.....

.....

.....

(注) やむを得ない事由に応じてこの申請書に添付すべき書類

- ① 相続又は遺贈に関し訴えの提起がなされていることを証する書類
- ② 相続又は遺贈に関し和解、調停又は審判の申立てがなされていることを証する書類
- ③ 相続又は遺贈に関し遺産分割の禁止、相続の承認若しくは放棄の期間が延長されていることを証する書類
- ④ ①から③までの書類以外の書類で財産の分割がされなかった場合におけるその事情の明細を記載した書類

○ 相続人等申請者の住所・氏名

住 所 （ 居 所 ）	氏 名	続 柄
	印	
	印	
	印	
	印	

○ 相続人等の代表者の指定 代表者の氏名 _____

関与税理士	印	電話番号	
-------	---	------	--

(資4-22-1-A4統一)

相続税の修正申告書

税務署長

年 月 日 提出

相続開始年月日 年 月 日

○フリガナは、必ず記入してください。

税務署受付印
この申告書は黒ボールペンで記入してください。

フリガナ		各 人 の 合 計 (被相続人)			財 産 を 取 得 し た 人		
氏 名					⑧		
生 年 月 日		年 月 日 (年齢 歳)			年 月 日 (年齢 歳)		
住 所 (電 話 番 号)					〒 (-)		
被相続人 職 業							
取 得 原 因		該当する取得原因を○で囲みます。			相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与		
※ 整 理 番 号							
区 分		① 修正前の課税額	② 修正申告額	③ 修正する額 (②-①)	④ 修正前の課税額	⑤ 修正申告額	⑥ 修正する額 (⑤-④)
課税価格の計算	取得財産の価額 (第11表③)	①	円	円	円	円	円
	相続時精算課税適用財産の価額 (第11の2表1⑦)	②					
	債務及び葬式費用の金額 (第13表3⑦)	③					
	純資産価額(①+②-③) (赤字のときは0)	④					
	純資産価額に加算される 暦年課税分の贈与財産価額 (第14表1④)	⑤					
	課税価格(④+⑤) (1,000円未満切捨て)	⑥	A ,000	A ,000	,000	,000	,000
各人の算出税額の計算	法定相続人の数及び遺産に係る基礎控除額	⑦	(人) 0,000,000	(人) 0,000,000	(人) 0,000,000	左の欄には、第2表の②欄の⑥の人数及び⑦の金額を記入します。	
	相続税の総額	⑧	00	00	00	左の欄には、第2表の⑧欄の金額を記入します。	
	一般の場合	⑨	1.00	1.00			
	租税特別措置法第70条の6第2項の規定の適用を受ける場合	⑩					
	相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額 (第4表1⑤)	⑪					
	税額控除	⑫					
各人の納付・還付税額の計算	配偶者の税額軽減額 (第5表①又は②)	⑬					
	未成年者控除額 (第6表1②、③又は④)	⑭					
	障害者控除額 (第6表2②、③又は④)	⑮					
	相次相続控除額 (第7表⑬又は⑭)	⑯					
	外国税額控除額 (第8表1⑧)	⑰					
	計	⑱					
	差引税額 (⑱+⑩-⑪)又は(⑱+⑩-⑪) (赤字のときは0)	⑲					
	相続時精算課税分の贈与税額控除額 (第11の2表③)	⑳	00	00	00	00	00
	小計(⑲-⑳) (黒字のときは100円未満切捨て)	㉑					
	農地等納税猶予税額 (第8表2⑦)	㉒	00	00	00	00	00
	株式等納税猶予税額 (第8の2表2⑩)	㉓	00	00	00	00	00
	山林納税猶予税額 (第8の3表2⑧)	㉔	00	00	00	00	00
申告納税額 (㉑-㉔)	㉕	00	00	00	00	00	
申告期限までに納付すべき税額 (㉑-㉔) 還付される税	㉖	△	△		△	△	

(注) ②欄の金額が赤字となる場合は、②欄の左端に△を付してください。なお、この場合で、②欄の金額のうちに贈与税の外国税額控除額(第11の2表③)があるときの②欄の金額については、「相続税の申告のしかた」を参照してください。

※税務署整理欄 年分 名簿番号 検算印

作成税理士の事務所所在地・署名押印・電話番号

⑧

□税理士法第30条の書面提出有

□税理士法第33条の2の書面提出有

修正第1表(平25.7)

(資4-24-1-A4統一)

第1表
(平成24年4月分以降用)※税務署整理欄
通 信
日 付 印
年 月 日
・ ・ ・
〔確認〕
者 印集計票
(備 忘 録)

山林納税猶予税額の計算書

被相続人

林業経営相続人

この計算書は、相続税の修正申告において、林業経営相続人に該当する人が山林についての納税猶予税額（山林納税猶予税額）を算出するために使用します。

1 山林納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算

(1) 「特定価額に基づく課税遺産総額」等の計算

区	分	㊦ 修正前の課税額	㊧ 修正額	㊨ 修正する額(㊧－㊦)
①	林業経営相続人の第8の3表の付表の(A+B)欄の金額	円	円	円
②	林業経営相続人に係る債務及び葬式費用の金額(修正申告書第1表のその人の③欄の金額)			
③	特定価額(①－②)(1,000円未満切捨て)(赤字の場合は0)	,000	,000	,000
④	特定価額の20%に相当する金額(③×20%)(1,000円未満切捨て)	,000	,000	,000
⑤	林業経営相続人以外の相続人等の課税価格の合計額(林業経営相続人以外の相続人等の第1表の⑥欄(又は修正申告書第3表・第8表2の1の⑥欄)の金額の合計)	,000	,000	,000
⑥	基礎控除額(第2表の㉑欄の金額)	0,000,000	0,000,000	0,000,000
⑦	特定価額に基づく課税遺産総額(③+⑤－⑥)	,000	,000	,000
⑧	特定価額の20%に相当する金額に基づく課税遺産総額(④+⑤－⑥)	,000	,000	,000

(2) 「特定価額に基づく相続税の総額」等の計算(修正申告額)

㊩ 法定相続人の氏名	㊪ 法定相続分	特定価額に基づく相続税の総額の計算		特定価額の20%に相当する金額に基づく相続税の総額の計算	
		㊫ 法定相続分に応ずる取得金額(㊦×㊪)	㊬ 相続税の総額の基礎となる税額(第2表の「速算表」で計算します。)	㊭ 法定相続分に応ずる取得金額(㊩×㊪)	㊮ 相続税の総額の基礎となる税額(第2表の「速算表」で計算します。)
		円	円	円	円
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
法定相続分の合計	1	㊫ 相続税の総額(㊫の合計額)	00	㊭ 相続税の総額(㊭の合計額)	00

(注) 1 ⑥欄の「修正申告書第1表の⑥欄の金額」は、相続又は遺贈により財産を取得した人のうちに租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等についての納税猶予の特例の適用を受ける人がいる場合は、「修正申告書第3表・第8表2の1の⑥欄の金額」となります。

2 ㊩及び㊪欄は第2表の「④法定相続人」の「氏名」欄及び「⑤左の法定相続人に応じた法定相続分」欄からそれぞれ転記します。

2 山林納税猶予税額の計算

区	分	㊦ 修正前の課税額	㊧ 修正額	㊨ 修正する額(㊧－㊦)
①	(林業経営相続人の修正申告書第1表の(㊯+㊱－㊲))の金額	円	円	円
②	特定価額に基づく林業経営相続人の算出税額(1の㊳×1の③/1の(③+⑤))			
③	特定価額に基づき相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額(②×20%)			
a	(②+③－林業経営相続人の修正申告書第1表の㊴)の金額(赤字の場合は0)			
④	特定価額の20%に相当する金額に基づく林業経営相続人の算出税額(1の㊴×1の④/1の(④+⑤))			
⑤	特定価額の20%に相当する金額に基づき相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額(④×20%)			
b	(④+⑤－林業経営相続人の修正申告書第1表の㊵)の金額(赤字の場合は0)			
⑥	林業経営相続人の修正申告書第1表の⑥欄に基づく算出税額(その人の修正申告書第1表の(㊶(又は㊷)+㊱－㊴)) (赤字の場合は0)			
⑦	(①+a－b－⑥)の金額(赤字の場合は0)			
⑧	山林納税猶予税額(a－b－⑦)(100円未満切捨て)(赤字の場合は0)	00	00	00

(注) 1 ⑥欄の算式中の「修正申告書第1表の㊶」の金額について、林業経営相続人が農地等についての納税猶予の特例の適用を受ける場合は、「修正申告書第1表の㊷」の金額とします。

2 ⑧欄の㊱欄に記入する金額は、㊱欄の「a－b－⑦」の金額が⑧欄の⑦欄の金額を超える場合には、⑧欄の⑦欄の金額にとどめます。ただし、この特例の適用を受ける特例山林(期限内申告において第8の3表の付表の「2 特例農業対象山林・特例山林の明細」に記入した特例山林に限ります。)の評価誤り又は税額の計算誤りがあった場合で、その誤りだけを修正するものであるときは、⑧欄の⑦欄の金額は③欄の⑦欄の金額を超えることができます。

3 ⑧欄の金額を林業経営相続人の修正申告書第1表の「山林納税猶予税額㊸」欄に転記します。なお、林業経営相続人が農地等についての納税猶予の特例又は非上場株式等についての納税猶予の特例の適用を受ける場合は、⑧欄の金額によらず、修正申告書第8の4表の③又は⑧欄の金額を林業経営相続人の修正申告書第1表の「山林納税猶予税額㊸」欄に転記します。

※税務署整理欄

入力

確認

修正第8の3表(平25.7)

(資4-24-8-A4統一)

第8の3表(修正申告用)(平成24年4月分以降用)

※の項目は記入する必要はありません。

20

相続（包括遺贈を含む。）により承継する相続税及び加算税について

あなたが、被相続人_____殿の相続（包括遺贈を含む。）により承継する相続税及び加算税の額（「相続税の_____通知書及び加算税の賦課決定通知書」の「○この通知により新たに納付すべき又は減少する税額」の各欄の金額）は、国税通則法第5条の規定により民法第900条《法定相続分》、同法第901条《代襲相続人の相続分》、同法第902条《遺言による相続分の指定》に定める割合に従い、次のとおり計算されています。

（通知用）

納付すべき
1 「減少する 本税の額」欄の税額

(基礎となる税額)

(相続分)

$$\boxed{\text{円}} \times \boxed{\text{／}} = \boxed{\text{A}} \text{円}$$

(注) 「(基礎となる税額)」は、「相続税の_____通知書及び加算税の賦課決定通知書」の「○課税標準等及び税額の計算明細」の「1)納付税額又は還付税額の計算明細」の「㉔小計(㉑-㉔)」欄の右側(「_____額」欄)の額から左欄(「当初課税額(_____額)」欄)の額を減算した額です。

納付すべき
2 「減少する 加算税の額」欄の税額

上記1のAの税額の内訳

※ イ以外の金額があるときは、「加算税の基礎となる税額の計算明細書(相続税)」により各金額を計算しています。

イ _____申告加算税に対応する本税の額 _____円
ロ 重加算税に対応する本税の額 _____円
ハ 上記以外の本税の額 _____円

(1) _____申告加算税

(基礎となる税額)

(加算税の割合)

$$\boxed{0,000\text{円}} \times \boxed{\text{／}100} = \boxed{\text{B}} \text{円}$$

(基礎となる税額)

(加算税の割合(国税通則法第____条第2項適用分))

$$\boxed{0,000\text{円}} \times \boxed{5\text{／}100} = \boxed{\text{C}} \text{円}$$

_____申告加算税の額(B+C)

_____円

(2) 重加算税

(基礎となる税額)

(加算税の割合)

$$\boxed{0,000\text{円}} \times \boxed{\text{／}100} = \boxed{\text{円}}$$

(注) 上記(1)、(2)の基礎となる税額とは、「上記1のAの税額の内訳」のイ、ロの本税の額の10,000円未満の端数を切り捨てたものです。

3 「納税猶予税額控除後の 納付すべき 減少する 本税の額」欄の税額

(基礎となる税額)

(相続分)

$$\boxed{\text{円}} \times \boxed{\text{／}} = \boxed{\text{円}}$$

(注) 「(基礎となる税額)」は、「相続税の_____通知書及び加算税の賦課決定通知書」の「○課税標準等及び税額の計算明細」の「申告納税額(㉑-㉔-㉓-㉔)」欄の右側(「_____額」欄)の額から左欄(「当初課税額(_____額)」欄)の額を減算した額です。

() 枚のうち () 枚目

(資4-85-1-A4統一)

相続税法第49条第1項の規定に基づく開示請求書

税務署長

平成 年 月 日

【代理人記入欄】

住 所

氏 名

連絡先

(印)

開 示 請 求 者	住所又は居所 (所在地)	〒 (- -)	
	フリガナ		
	氏名又は名称	(印)	
	生 年 月 日		被相続人との続柄

私は、相続税法第49条第1項の規定に基づき、下記1の開示対象者が平成15年1月1日以後に下記2の被相続人からの贈与により取得した財産で、当該相続の開始前3年以内に取得したもの又は同法第21条の9第3項の規定を受けたものに係る贈与税の課税価格の合計額について開示の請求をします。

1 開示対象者に関する事項

住所又は居所 (所在地)			
過去の住所等			
フリガナ			
氏名又は名称 (旧 姓)			
生 年 月 日			
被相続人との続柄			

2 被相続人に関する事項

住所又は居所	
過去の住所等	
フリガナ	
氏 名	
生 年 月 日	
相続開始年月日	平成 年 月 日

3 承継された者(相続時精算課税選択届出者)に関する事項

住所又は居所	
フリガナ	
氏 名	
生 年 月 日	
相続開始年月日	平成 年 月 日
精算課税適用者である旨の記載	上記の者は、相続時精算課税選択届出書を 署へ提出しています。

4 開示の請求をする理由(該当する□に✓印を記入してください。)

相続税の ☐ 期限内申告 ☐ 期限後申告 ☐ 修正申告 ☐ 更正の請求 に必要なため

5 遺産分割に関する事項(該当する□に✓印を記入してください。)

☐ 相続財産の全部について分割済(遺産分割協議書又は遺言書の写しを添付してください。)
☐ 相続財産の一部について分割済(遺産分割協議書又は遺言書の写しを添付してください。)
☐ 相続財産の全部について未分割

6 添付書類等(添付した書類又は該当項目の全ての□に✓印を記入してください。)

☐ 遺産分割協議書の写し	☐ 戸籍の謄(抄)本	☐ 遺言書の写し	☐ 住民票の写し
☐ その他()			
☐ 私は、相続時精算課税選択届出書を 署へ提出しています。			

7 開示書の受領方法(希望される□に✓印を記入してください。)

☐ 直接受領(交付時に請求者又は代理人であることを確認するものが必要となります。) ☐ 送付受領(請求時に返信用切手、封筒及び住民票の写し等が必要となります。)

※ 税務署整理欄(記入しないでください。)

本人(代理人)	☐ 運転免許証	☐ パスポート	☐ 健康保険証	確認者	
確認方法	☐ その他()				
委任の確認	開示請求者への確認	(. .)			
	委任状の有無	☐ 有	☐ 無	()	

(資4-90-1-A4統一)

税務署受付印

特定同族株式等に係る相続時精算課税の特例の適用に対する同意書

平成____年____月____日 税務署長	受	住 所 又は 居 所	〒 電話 (____ - ____)	
	贈 者	フリガナ		
		氏 名 (生年月日)	(大・昭 ____ 年 ____ 月 ____ 日)	印
		特定贈与者との続柄		

1 特定同族株式等に係る相続時精算課税の特例を適用することに対する同意

上記受贈者が、平成____年分の贈与税の申告書を提出するにあたり、特定贈与者____から贈与により取得した____の株式（出資）について、次の特例の規定の適用を受けることに同意します（適用を受ける特例の□の中にもレ印を記入してください。）。

- ☐ 租税特別措置法第70条の3の3第1項（特定同族株式等に係る相続時精算課税の特例）
☐ 租税特別措置法第70条の3の4第1項（特定同族株式等に係る相続時精算課税の特例控除の特例）

特定贈与者の推定相続人	フリガナ	住 所 又 は 居 所	特定贈与者との続柄
	氏 名		
	印		
	印		
	印		
	印		
	印		
	印		

（注）上記の欄に記入しきれないときは、適宜の用紙に記入して添付してください。

2 特定贈与者の推定相続人のうちに行方不明の者がいる場合のその事情等

氏 名	特定贈与者の推定相続人のうちに行方不明の者がいる場合のその事情その他参考となるべき事項

（注）上記の欄に記入しきれないときは、適宜の用紙に記入して添付してください。

作成税理士	印	電 話 番 号	
-------	---	---------	--

整理簿

※

平成__年分 特定路線価設定申出書



____税務署長

〒

平成__年__月__日

申 出 者 住所(所在地)_____
(納税義務者)

氏名(名称)_____印

職業(業種)_____電話番号_____

相続税等の申告のため、路線価の設定されていない道路のみに接している土地等を評価する必要があるため、特定路線価の設定について、次のとおり申し出ます。

1 特定路線価の設定を必要とする理由

☐ 相続税申告のため(相続開始日__年__月__日)

被相続人 { 住所_____
氏名_____
職業_____ }

☐ 贈与税申告のため(受贈日__年__月__日)

2 評価する土地等及び特定路線価を設定する道路の所在地、状況等

「別紙 特定路線価により評価する土地等及び特定路線価を設定する道路の所在地、状況等の明細書」のとおり

3 添付資料

(1) 物件案内図(住宅地図の写し)

(2) 地形図(公図、実測図の写し)

(3) 写真 撮影日__年__月__日

(4) その他 { _____ }

4 連絡先

〒

住 所_____

氏 名_____

職 業_____電話番号_____

5 送付先

☐ 申出者に送付

☐ 連絡先に送付

* ☐ 欄には、該当するものにレ点を付してください。

※印欄は記入しないでください。

通信日付印の年月日	確認印	番 号
年 月 日		

納税猶予の適用を受けている農地等について収用交換等による譲渡を行った場合の利子税の軽減の特例の適用を受けるための届出書

税務署
受付印

平成 年 月 日

税務署長

〒
届出者住所

氏名 印
(電話番号 -)

租税特別措置法第70条の4第1項又は第70条の6第1項の規定の適用を受けている農地等について、次のとおり収用交換等による譲渡をしたので、納付すべき利子税について同法第70条の8第1項又は第3項の規定の適用を受けるため、同条第2項又は第5項の規定により関係書類を添付して届け出ます。

農地等の贈与 相続(遺贈)		昭和 平成		年 月 日	
贈与者 被相続人	住所	氏名			
1 収用交換等により譲渡した農地等の明細 (1) 所在場所 (2) 地 目 (3) 面 積 m² (注) この欄に書ききれない場合には「届出書(付表)」に記載してください。 2 農地等の譲渡をした日 平成 年 月 日 3 農地等の譲渡先 所在地 名 称 4 その他参考事項 ※ 添付書類 ☐ 公共事業施行者の証明書 ☐ ☐ ☐					

関与税理士 印 電話番号

(資12-56-A4統一)

(裏)

記 載 方 法 等

この届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予（租税特別措置法第70条の4第1項又は同法第70条の6第1項）の適用を受けている農地等を収用交換等により譲渡した場合に納付すべき利子税について同法第70条の8第1項又は第3項の規定の適用（この適用を受けると、利子税が通常の2分の1の金額に軽減されます。）を受けようとするときに使用してください。

1 提出期限

この届出書は、納税猶予に係る期限（収用交換等により譲渡した日から2月を経過する日）までに納税地の所轄税務署長に提出しなければなりません。

なお、届出期限後に提出された場合でも、税務署長においてやむを得ない事情があると認める場合には、軽減の特例の適用が認められます。

2 記載要領

(1) 文章中の不要文字は、二本線で抹消してください。

(2) 「収用交換等により譲渡した農地等の明細」欄

イ 収用交換等により譲渡した農地等の所在場所、地目及び面積を記載してください。

ロ この欄に書ききれない場合には「届出書（付表）」に記載してください。

(注) 「公共事業施行者の収用交換等による譲渡を受けたことを証する書類」に記載された「譲渡を受けた農地等」と同じになります。

(3) 「農地等の譲渡をした日」欄

収用交換等による譲渡をした日を記載してください。

(4) 「農地等の譲渡先」欄

農地等を譲渡した相手方（公共事業施行者）を記載してください。

(注) 「公共事業施行者から収用交換等による譲渡を受けたことを証する書類」を発行した公共事業施行者と同じになります。

(5) 「その他参考事項」欄

イ 収用交換等により譲渡した農地等について、贈与又は相続後に分筆等があったものである場合には、その旨を記載してください。

ロ やむを得ない事情により、この届出書を提出期限までに提出することができなかった場合には、その事情の詳細を記載してください。

3 添付書類

届出書には次の書類を添付してください。

(1) 公共事業施行者から収用交換等による譲渡を受けたことを証する書類

(2) 収用交換等により譲渡した農地等について、分筆等があった場合には、納税猶予の対象農地等であることを証明する書類（例えば分筆等後の登記事項証明書）

通信日付印の年月日	確認印	番 号
年 月 日		

営農困難時貸付けに関する届出書

整理簿番号

※

税 務 署
受 付 印

平成 年 月 日

税務署長

〒

届出者 住 所

氏 名 ⑤ 電話

租税特別措置法 第70条の4 第21項
第70条の6 第27項 に規定する営農困難時貸付けを行った下記の特例農地等について
は、同項の規定の適用を受けたいので、同項の規定により届け出ます。

1 贈与者又は被相続人等に関する事項

贈 与 者 被 相 続 人	住 所	氏 名
届出者が 贈 与 者 から農地等を 贈 与 により取得した年月日 被相続人 相続(遺贈)	昭 和 年 月 日 平 成	

2 特例農地等について自己の農業の用に供することが困難となった事由に関する事項

特例農地等について自己の農業の用に供することが困難となった年月日	平成 年 月 日
特例農地等について自己の農業の用に供することが困難となった事由は、次のとおりです。（該当する番号を○で囲んでください。）	
(1) 贈与税・相続税の申告書の提出期限後に障害等級が1級である精神障害者保健福祉手帳の交付を受けました。	
(2) 贈与税・相続税の申告書の提出期限後に身体上の障害の程度が1級又は2級である身体障害者手帳の交付を受けました。	
(3) 贈与税・相続税の申告書の提出期限後に要介護区分五の要介護認定を受けました。	
(4) 贈与税・相続税の申告書の提出期限後に身体障害者手帳に記載された身体上の障害の程度が2級から1級に変更されました。	
(5) 贈与税・相続税の申告書の提出期限後に当該提出期限において身体障害者手帳に記載されていた身体上の障害の程度とは別の身体上の障害の程度が1級又は2級である障害が新たに身体障害手帳に記載されました。（(4)に該当する場合を除きます。）	
(6) 贈与税・相続税の申告書の提出期限後に農業に従事することを不可能にさせる故障として市町村長又は特別区の区長の認定を受けました。	

3 営農困難時貸付けに関する事項

借り受けた者	住 所（居 所） 又 は 本 店 （主たる事務 所）の所在地	氏 名 又は 名 称
営農困難時貸付け を行った年月日	平成 年 月 日	地上権、永小作権、 使用貸借による権利 又は賃借権の存続期間 自：平成 年 月 日 至：平成 年 月 日

上記の者へ営農困難時貸付けを行った特例農地等の明細は、付表のとおりです。

上記の営農困難時貸付けは、次の貸付けにより行いました。（該当する番号を○で囲んでください。なお、相続税の納税猶予の適用を受けている人又は租税特別措置法第70条の4の2第1項に規定する猶予適用者で贈与税の納税猶予の適用を受けている人が(1)から(3)までに掲げる貸付けにより貸付けを行った場合には、その貸付けは特定貸付けとなりますので、この届出書ではなく「特定貸付けに関する届出書」により届け出を行ってください。）

- (1) 農地保有合理化事業による地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け
- (2) 農地利用集積円滑化事業による地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け
- (3) 農用地利用集積計画の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け
- (4) (1)から(3)までに掲げる貸付け以外の地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け

関与税理士	印	電話番号
-------	---	------

(資 12-110-1-A 4 統一)

※印は記入しなさい。

「営農困難時貸付けに関する届出書」の添付書類一覧

営農困難時貸付けに関する届出書の提出に当たっては、次の１及び２に掲げる書類を添付してください。

- １ 営農困難時貸付けに関する届出書の「２ 特例農地等について自己の農業の用に供することが困難となった事由に関する事項」の「特例農地等について自己の農業の用に供することが困難となった事由は、次のとおりです。」で○で囲んだ番号に応じ、障害、疾病などの事由により特例農地等を自己の農業の用に供することが困難な状態となったことを証する書類として、次に掲げる区分に応じそれぞれに掲げる書類を添付してください。

- (1) (1)を○で囲んだ人

精神障害者保健福祉手帳の写しその他の書類で、贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に障害等級が１級である精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたこと及びその交付を受けた年月日を明らかにする書類

- (2) (2)を○で囲んだ人

身体障害者手帳の写しその他の書類で、贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に身体上の障害の程度が１級又は２級である身体障害者手帳の交付を受けたこと及びその交付を受けた年月日を明らかにする書類

- (3) (3)を○で囲んだ人

介護保険の被保険者証の写しその他の書類で、贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に介護保険法の規定に規定する要介護認定において要介護区分五の認定を受けたこと及びその認定を受けた年月日を明らかにする書類

- (4) (4)を○で囲んだ人

身体障害者手帳の写しその他の書類で、贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に身体障害者手帳に記載された身体上の障害の程度が２級から１級に変更されたこと及びその変更された年月日を明らかにする書類

- (5) (5)を○で囲んだ人

身体障害者手帳の写しその他の書類で、贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に当該申告期限において記載されていた身体上の障害の程度とは別の身体上の障害の程度が１級又は２級である障害が新たに身体者障害手帳に記載されたこと及びその記載された年月日を明らかにする書類

- (6) (6)を○で囲んだ人

市町村長又は特別区の区長の認定を受けていることを証する当該市町村長又は特別区の区長の書類その他の書類で、贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に農業に従事することを不可能にさせる故障として市町村長又は特別区の区長の認定を受けたこと及びその認定を受けた年月日を明らかにする書類

- ２ 営農困難時貸付けに関する届出書の「３ 営農困難時貸付けに関する事項」の「上記の営農困難時貸付けは、次の貸付けにより行いました。」で○で囲んだ番号に応じ、その番号の貸付けにより貸付けを行ったことを証する書類として、次に掲げる区分に応じそれぞれに掲げる書類を添付してください。

(資 12-110- 3 -A4 統一)

(1) (1)を○で囲んだ人

イ 届出に係る営農困難時貸付けが農業経営基盤強化促進法第4条第2項に規定する農地保有合理化事業に係る農地売買等事業のために行われたものである旨及び当該営農困難時貸付けを行った年月日を証する**農地保有合理化法人の書類**

ロ 届出に係る営農困難時貸付けについて農地法第3条第1項第13号の届出を受理した旨及びその届出を受理した年月日を証する**農業委員会の書類**

(2) (2)を○で囲んだ人

次に掲げるイ又はロの区分に応じそれぞれに掲げる書類

イ 営農困難時貸付けが農業経営基盤強化促進法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業に係る農地所有者代理事業のために行われた貸付けの場合

届出に係る営農困難時貸付けが農地利用集積円滑化事業に係る農地所有者代理事業のために行われた貸付けである旨及び営農困難時貸付けを行った年月日を証する**市町村長の書類**

ロ 営農困難時貸付けが農業経営基盤強化促進法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業に係る農地売買等事業のために行われた貸付けの場合

(イ) 届出に係る営農困難時貸付けが農地利用集積円滑化事業に係る農地売買等事業のために行われた貸付けである旨及び営農困難時貸付けを行った年月日を証する**農地利用集積円滑化団体の書類**

(ロ) 届出に係る営農困難時貸付けにつき農地法第3条第1項第13号の届出を受理した旨及び届出を受理した年月日を証する**農業委員会の書類**

(3) (3)を○で囲んだ人

届出に係る営農困難時貸付農地等に係る農用地利用集積計画につき農業経営基盤強化促進法第19条の規定による公告をした旨及び公告の年月日を証する**市町村長の書類**

(4) (4)を○で囲んだ人

イ 届出の営農困難時貸付けに係る**契約書の写し**その他の書類で貸付けの事実及び貸付けを行った年月日を証する書類

ロ 届出に係る営農困難時貸付けを行った者が農地法第3条第1項の許可を受けたこと及び許可をした年月日を証する**農業委員会の書類**（届出に係る営農困難時貸付けにつき農業委員会の許可を要しない場合には、許可を要しない旨を証する農業委員会の書類）

ハ 次に掲げる（イ）又は（ロ）の区分に応じそれぞれに掲げる書類

（イ）届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等が次の①から③に掲げる地域及び区域のいずれかに存しない場合

届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等が次の①から③に掲げる地域及び区域のいずれかに存しない旨を証する**市町村長の書類**

① 都道府県知事の承認を受けた農地保有合理化事業を行う法人が存する場合における都道府県の区域（農業振興地域の整備に関する法律により指定された農業振興地域の区域内に限ります。）

② 農地利用集積円滑化事業を行う者の農地利用集積円滑化事業規程に定められている事業の実施地域

③ 利用権設定等促進事業（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転に係るものに限ります。）を行っている市町村の区域（都市計画法に規定する市街化区域を除きます。）

(ロ) 上記(イ)に掲げる場合以外の場合

届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等が存する次の①から③に掲げる地域又は区域の区分に応じそれぞれに掲げる書類(営農困難時貸付けを行った特例農地等が2以上の地域又は区域に存する場合には、その存する地域又は区域に係る書類の全てについて提出してください。)

- ① 都道府県知事の承認を受けた農地保有合理化事業を行う法人が存する場合における都道府県の区域(農業振興地域の整備に関する法律により指定された農業振興地域の区域内に限ります。)

届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等について、農業経営基盤強化促進法第4条第2項に規定する農地保有合理化事業に係る農地売買等事業のために貸付けの申込みを受けた日後1年を経過する日まで届出者から引き続き貸付けの申込みを受けていたことを証する当該貸付けの申込みを受けた**農地保有合理化事業を行う法人の書類**

- ② 農地利用集積円滑化事業を行う者の農地利用集積円滑化事業規程に定められている事業の実施地域

届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等について、農業経営基盤強化促進法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業のために貸付けの申込みを受けた日後1年を経過する日まで届出者から引き続き貸付けの申込みを受けていたことを証する当該貸付けの申込みを受けた**農地利用集積円滑化団体の書類**

- ③ 利用権設定等促進事業(農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転に係るものに限ります。)を行っている市町村の区域(都市計画法に規定する市街化区域を除きます。)

届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等について、農用地利用集積計画に定めるところによる貸付けのために貸付けの申込みを受けた日後1年を経過する日まで届出者から引き続き貸付けの申込みを受けていたことを証する当該貸付けの申込みを受けた**市町村長の書類**

**「耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について
新たな営農困難時貸付けを行った旨の届出書」の添付書類一覧**

耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について新たな営農困難時貸付けを行った旨の届出書には、次の１及び２に掲げる書類を添付してください。

１ 障害、疾病などの事由により特例農地等を自己の農業の用に供することが困難な状態であることを証する書類として、次に掲げる区分に応じそれぞれに掲げる書類を添付してください。

(1) 贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に障害等級が１級である精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた事由により特例農地等を自己の農業の用に供することが困難となった人

精神障害者保健福祉手帳の写しその他の書類で、贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に障害等級が１級である精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたこと及びその交付を受けた年月日を明らかにする書類

(2) 贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に身体上の障害の程度が１級又は２級である身体障害者手帳の交付を受けた事由により特例農地等を自己の農業の用に供することが困難となった人

身体障害者手帳の写しその他の書類で、贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に身体上の障害の程度が１級又は２級である身体障害者手帳の交付を受けたこと及びその交付を受けた年月日を明らかにする書類

(3) 贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に介護保険法の規定に規定する要介護区分五の要介護認定を受けた事由により特例農地等を自己の農業の用に供することが困難となった人

介護保険の被保険者証の写しその他の書類で、贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に介護保険法の規定に規定する要介護認定において要介護区分五の認定を受けたこと及びその認定を受けた年月日を明らかにする書類

(4) 贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に身体障害者手帳に記載された身体上の障害の程度が２級から１級に変更となった事由により特例農地等を自己の農業の用に供することが困難となった人

身体障害者手帳の写しその他の書類で、贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に身体障害者手帳に記載された身体上の障害の程度が２級から１級に変更されたこと及びその変更された年月日を明らかにする書類

(5) 贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に当該提出期限において身体障害者手帳に記載されていた身体上の障害の程度とは別の身体上の障害の程度が１級又は２級である障害が新たに身体障害者手帳に記載された事由により特例農地等を自己の農業の用に供することが困難となった人（(4)に該当する人を除きます。）

身体障害者手帳の写しその他の書類で、贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に当該申告期限において記載されていた身体上の障害の程度とは別の身体上の障害の程度が１級又は２級である障害が新たに身体障害者手帳に記載されたこと及びその記載された年月日を明らかにする書類

(6) 贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に農業に従事することを不可能にさせる故障として市町村長又は特別区の区長の認定を受けた事由により特例農地等を事故の農業の用に供することが困難となった人

市町村長又は特別区の区長の認定を受けていることを証する当該市町村長又は特別区の区長の書類その他の書類で、贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に農業に従事することを不可能にさせる故障として市町村長又は特別区の区長の認定を受けたこと及びその認定を受けた年月日を明らかにする書類

(資 12-111-3-A4 統一)

- 2 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について新たな営農困難時貸付けを行った旨の届出書の「3 新たな営農困難時貸付けに関する事項」の「上記の新たな営農困難時貸付けは、次の貸付けにより行いました。」で○で囲んだ番号に応じ、その番号の貸付けにより貸付けを行ったことを証する書類として、次に掲げる区分に応じそれぞれに掲げる書類を添付してください。
- (1) (1)を○で囲んだ人
- イ 届出に係る営農困難時貸付けが農業経営基盤強化促進法第4条第2項に規定する農地保有合理化事業に係る農地売買等事業のために行われたものである旨及び当該営農困難時貸付けを行った年月日を証する**農地保有合理化法人の書類**
- ロ 届出に係る営農困難時貸付けについて農地法第3条第1項第13号の届出を受理した旨及びその届出を受理した年月日を証する**農業委員会の書類**
- (2) (2)を○で囲んだ人
- 次に掲げるイ又はロの区分に応じそれぞれに掲げる書類
- イ 営農困難時貸付けが農業経営基盤強化促進法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業に係る農地所有者代理事業のために行われた貸付けの場合
届出に係る営農困難時貸付けが農地利用集積円滑化事業に係る農地所有者代理事業のために行われた貸付けである旨及び営農困難時貸付けを行った年月日を証する**市町村長の書類**
- ロ 営農困難時貸付けが農業経営基盤強化促進法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業に係る農地売買等事業のために行われた貸付けの場合
(イ) 届出に係る営農困難時貸付けが農地利用集積円滑化事業に係る農地売買等事業のために行われた貸付けである旨及び営農困難時貸付けを行った年月日を証する**農地利用集積円滑化団体の書類**
(ロ) 届出に係る営農困難時貸付けにつき農地法第3条第1項第13号の届出を受理した旨及び届出を受理した年月日を証する**農業委員会の書類**
- (3) (3)を○で囲んだ人
- 届け出る営農困難時貸付農地等に係る農用地利用集積計画につき農業経営基盤強化促進法第19条の規定による公告をした旨及び公告の年月日を証する**市町村長の書類**
- (4) (4)を○で囲んだ人
- イ 届出の営農困難時貸付けに係る**契約書の写し**その他の書類で貸付けの事実及び貸付けを行った年月日を証する書類
- ロ 届出に係る営農困難時貸付けを行った者が農地法第3条第1項の許可を受けたこと及び許可をした年月日を証する**農業委員会の書類**（届出に係る営農困難時貸付けにつき農業委員会の許可を要しない場合には、許可を要しない旨を証する農業委員会の書類）
- ハ 次に掲げる（イ）又は（ロ）の区分に応じそれぞれに掲げる書類
- （イ）届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等が次の①から③に掲げる地域及び区域のいずれかに存しない場合
届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等が上記①から③に掲げる地域及び区域のいずれかに存しない旨を証する**市町村長の書類**
- ① 都道府県知事の承認を受けた農地保有合理化事業を行う法人が存する場合における都道府県の区域（農業振興地域の整備に関する法律により指定された農業振興地域の区域内に限ります。）
- ② 農地利用集積円滑化事業を行う者の農地利用集積円滑化事業規程に定められている事業の実施地域
- ③ 利用権設定等促進事業（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利の設定

又は移転に係るものに限りします。)を行っている市町村の区域(都市計画法に規定する市街化区域を除きます。)

(ロ) 上記(イ)に掲げる場合以外の場合

届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等が存する次の①から③に掲げる地域又は区域の区分に応じそれぞれに掲げる書類(営農困難時貸付けを行った農地等が2以上の地域又は区域に存する場合には、その存する地域又は区域に係る書類の全てについて提出してください。)

- ① 都道府県知事の承認を受けた農地保有合理化事業を行う法人が存する場合における都道府県の区域(農業振興地域の整備に関する法律により指定された農業振興地域の区域内に限ります。)

届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等について、農業経営基盤強化促進法第4条第2項に規定する農地保有合理化事業に係る農地売買等事業のために貸付けの申込みを受けた日後1月を経過する日まで届出者から引き続き貸付けの申込みを受けていたことを証する当該貸付けの申込みを受けた**農地保有合理化事業を行う法人の書類**

- ② 農地利用集積円滑化事業を行う者の農地利用集積円滑化事業規程に定められている事業の実施地域

届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等について、農業経営基盤強化促進法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業のために貸付けの申込みを受けた日後1月を経過する日まで届出者から引き続き貸付けの申込みを受けていたことを証する当該貸付けの申込みを受けた**農地利用集積円滑化団体の書類**

- ③ 利用権設定等促進事業(農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転に係るものに限りします。)を行っている市町村の区域(都市計画法に規定する市街化区域を除きます。)

届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等について、農用地利用集積計画に定めるところによる貸付けのために貸付けの申込みを受けた日後1月を経過する日まで届出者から引き続き貸付けの申込みを受けていたことを証する当該貸付けの申込みを受けた**市町村長の書類**

山林の相続税の申告された納税猶予税額の一部
について納税猶予が認められない旨の通知書

(通
知
用
)

第_____号
平成_____年_____月_____日

〒
住 所 _____
氏 名 _____様

_____税 務 署 長

あなたは_____殿から相続（遺贈）により取得した山林の相続税について、租税特別措置法第70条の6の4第1項に規定する納税の猶予を受ける旨の申告書を提出されましたが、次の理由により申告された猶予税額の一部について納税の猶予が認められませんので通知します。

なお、納税猶予が認められないこととなった相続税の額_____円は、至急同封の納付書により、日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（郵便局を含む。））又は当税務署へ納付してください。

○ 納税の猶予が認められない金額

	イ 申告に係る税額	ロ 正 当 な 税 額	ハ 納税の猶予が認め られない金額 (イ－ロ)
A 差引税額（納付すべき税額）	円	円	
B 納 税 猶 予 税 額			円
C 申告期限までに納付すべき 税 額 （ A － B ）			

○ 納税の猶予が認められない理由

(資12③－7－2－A4統一)

山林の相続税の申告された納税猶予税額
の一部について納税猶予が認められない旨の通知書

使用目的

この通知書は、納税猶予の申請者に対し、申告された納税猶予税額の一部について納税猶予の規定に該当しない旨を通知するために使用するものである。

山林の相続税の納税猶予が認められない旨の通知書

(通知用)

第 号

平成 年 月 日

〒

住所

氏名 様

税務署長

あなたは 殿から相続（遺贈）により取得した山林の相続税について、租税特別措置法第70条の6の4第1項に規定する納税の猶予を受ける旨の申告書を提出されましたが、次の理由により、その納税の猶予は認められませんので通知します。

なお、納税猶予が認められないこととなった相続税の額 円は、至急同封の納付書により、日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（郵便局を含む。））又は当税務署へ納付してください。

○納税の猶予が認められない理由

(資12③-8-2-A4統一)

山林の相続税の納税猶予が認められない旨の通知書**使用目的**

この通知書は、納税猶予の適用申請者に対し、納税猶予が認められない旨を通知するために使用するものである。

〒

第 号

平成 年 月 日

住所

氏名 様

税務署長

山林についての相続税の更正に係る納税猶予税額の担保提供通知書

あなたが 殿から相続により取得した特例山林の相続税については、更正通知書をもって納税猶予税額が増加する旨通知しましたが、これにより増加する額について納税猶予の適用を受けるためには、担保の提供をしていただく必要があります。

つきましては、増加する納税猶予税額 円とこれに附帯する利子税との合計額に相当する担保を平成 年 月 日までに提供してください。

なお、御不明の点がございましたら当署資産課税（担当）部門まで御連絡ください。

※この文書による行政指導の責任者は、 税務署長です。

山林についての相続税の更正に係る納税猶予税額の担保提供通知書**使用目的**

この通知書は、更正により納税猶予税額が増加したもののうち、増担保を要する場合に納税者に対し、担保提供の通知を行うために使用するものである。

通信日付印の年月日	確認印	番 号
年 月 日		

山林についての相続税の納税猶予の継続届出書

猶予整理簿	検 算
※	※

税務署
受付印

税 務 署 長

平成 年 月 日

〒

届 出 者 住 所
(林業経営相続人)氏 名 印
(電話番号 - -)

租税特別措置法第70条の6の4第1項の規定による山林についての相続税の納税の猶予を引き続いて受けた
いので、次に掲げる税額等について確認し、同条第9項の規定により関係書類を添付して届け出ます。

山林の相続（遺贈）があった年月日

平 成 年 月 日

被相続人

住
所氏
名

1 この届出書を提出する日の直前の経営報告基準日（以下「今回の基準日」といいます。） 平成 年 月 日

2 今回の基準日における猶予中相続税額

(1) 今回の基準日の直前の経営報告基準日（以下「前回の基準日」といいます。）における猶予中相続税額 円

(2) 前回の基準日の翌日から今回の基準日までの間に納税の猶予に係る
期限が到来した猶予中相続税額 円

(3) 猶予中相続税額〔(1)－(2)〕 円
(内 円)

3 林業経営相続人の山林所得に係る収入金額

	年分	所得税の申告書の提出先	山林所得に係る収入金額
今回の基準日の属する年の3年前分	年分	税務署	円
今回の基準日の属する年の2年前分	年分	税務署	円
今回の基準日の属する年の前年分	年分	税務署	円

【添付書類】

- 1 特定森林経営計画に従って適正かつ確実に経営が行われてきたことを証する市町村長の証明書
- 2 森林法施行規則第42条第2号に掲げる要件に該当することについての農林水産大臣の確認書
- 3 「特例山林の明細書（兼特例山林の異動明細書）」

関与税理士

電 話 番 号

(資12③-1-A4統一)

※印欄は記入しないでください。

(裏)
記載方法等

1 使用目的

この届出書は山林についての相続税の納税猶予の特例の適用を受けている方が、租税特別措置法第70条の6の4第9項の規定により、納税猶予の特例の適用を引き続き受けたい旨を税務署長に届け出るために使用するものです。

この届出書の提出期限は、経営報告基準日の翌日から5か月を経過する日になります。ただし、相続の開始の日以後最初に到来する経営報告基準日の翌日から5か月を経過する日が相続税の申告期限までに到来する場合には、その最初に到来する経営報告基準日に係るこの届出書は提出する必要はありません。

2 記載方法等

(1) 記載事項1について

経営報告基準日とは、施業整備期間(注1)にあつては当初認定起算日(注2)から1年ごとの日、施業整備期間の末日の翌日(当初認定起算日以後10年を経過する日の翌日以後に被相続人について相続が開始した場合にあつては当該翌日)から猶予中相続税額に相当する相続税の全部につき納税の猶予に係る期限が確定するまでの期間にあつてはその末日の翌日から3年を経過するごとの日をいいます。

(注1) 施業整備期間とは、当初認定起算日からその当初認定起算日以後10年を経過する日までの間にこの特例の適用に係る被相続人について相続が開始した場合における、その相続の開始の日の翌日からその10年を経過する日又はその相続に係る林業経営相続人の死亡の日のいずれか早い日までの期間をいいます。

(注2) 当初認定起算日とは、特定森林経営計画に係る被相続人(特定森林経営計画につき過去に森林法第17条第1項の規定の適用があつた場合にあつては、最初の適用に係る認定所有者等)が市町村長等の認定を受けた特定森林経営計画(森林法第11条第3項に規定する事項が記載された最初のものに限りまゝ)の始期をいいます。

(2) 記載事項2(1)について

前回の基準日がない場合又は前回の基準日が相続税の申告書の提出期限までに到来する場合には、相続税の申告において納税猶予の特例の適用を受けた相続税額を記載してください。

(3) 記載事項2(2)について

イ 前回の基準日がない場合又は前回の基準日が相続税の申告書の提出期限までに到来する場合には「前回の基準日」を「相続税の申告書の提出期限」と読み替えて、該当する猶予中相続税額を記載してください。

ロ 納税の猶予に係る期限は、原則として租税特別措置法第70条の6の4第3項各号及び同条第4項に掲げる日から2か月を経過する日になります。

(4) 記載事項2(3)について

内書には、納税の猶予に係る期限が今回の基準日の翌日以後に到来すると見込まれる場合(租税特別措置法第70条の6の4第3項各号及び第4項に掲げる事由に該当しているが、納税の猶予に係る期限が到来していない場合など)における、その猶予中相続税額を記載してください。

(5) 記載事項3について

記載欄には、前回の基準日の属する年から今回の基準日の属する年の前年までの各年分の山林所得に係る収入金額を記載してください。

ただし、前回の基準日がない場合又は前回の基準日が相続税の申告書の提出期限までに到来する場合には、相続税の申告書の提出期限の属する年の前年までの各年分については記載する必要はありません。

猶予整理簿		検 算					
※		※					
林業経営相続人の氏名							
特例山林の明細書（兼特例山林の異動明細書）							
特例山林の明細及び特例山林の異動状況は次のとおりです。							
継続届出書の「前回の基準日」又は免除届出書の「死亡日直前の基準日」における特例山林の合計額等	土地の合計		立木の合計				
	面積 ha ①	価額 円	面積 ha ② 価額 円				
合計額 円		①+② 円					
特例山林の異動状況	所在場所	土地 面積 ha	特例山林の土地の価額 円	樹種	立木 面積 ha	特例山林の立木の価額 円	異動事由 (事由が生じた年月日)
							(. .)
							(. .)
							(. .)
							(. .)
							(. .)
	合計	ha ③	円		ha ④	円	③+④ 円
継続届出書の「今回の基準日」又は免除届出書の「死亡日」における特例山林の明細	所在場所	土地 面積 ha	特例山林の土地の価額 円	樹種	立木 面積 ha	特例山林の立木の価額 円	備考
	合計	ha ⑤	円		ha ⑥	円	⑤+⑥ 円

※印欄は記入しないでください。

(資 12③-4-A 4 統一)

(裏)

記 載 方 法 等

1 使用目的

この明細書は「山林についての相続税の納税猶予の継続届出書」又は「山林についての相続税の納税猶予に係る免除届出書」を提出する方が、租税特別措置法施行令第40条の7の4第16項又は同条第18項の規定により特例山林の明細及びその異動明細を届け出るために、これらの届出書に添付して使用するものです。

2 記載方法等

- (1) 「継続届出書の「前回の基準日」又は免除届出書の「死亡日直前の基準日」における特例山林の合計額等」の欄

この明細書を継続届出書に添付する場合には、継続届出書の2(1)に記載した猶予中相続税額に対応する特例山林の面積及び価額を記載し、免除届出書に添付する場合には、免除届出書の1(1)に記載した猶予中相続税額に対応する特例山林の面積及び価額を記載してください。

(注) 価額については相続開始時点での相続税評価額を基に記載します。

- (2) 「特例山林の異動状況」の欄

この明細書を継続届出書に添付する場合には、継続届出書の2(2)に記載した猶予中相続税額に対応する特例山林の面積及び価額を記載し、免除届出書に添付する場合には、免除届出書の1(2)に記載した猶予中相続税額に対応する特例山林の面積及び価額を記載してください。

また、異動事由については、租税特別措置法第70条の6の4第3項各号及び第4項に掲げるいずれの事由に該当したかを記載してください。

(注) 価額については、相続開始時点での相続税評価額を記載してください。

- (3) 「継続届出書の「今回の基準日」又は免除届出書の「死亡日」における特例山林の明細」の欄

この明細書を継続届出書に添付する場合には、継続届出書の2(3)に記載した猶予中相続税額に対応する特例山林の面積及び価額を記載し、免除届出書に添付する場合には、免除届出書の1(3)に記載した猶予中相続税額に対応する特例山林の面積及び価額を記載してください。

また、納税の猶予に係る期限が今回の基準日の翌日や死亡日の翌日以後に到来する見込みである特例山林（租税特別措置法第70条の6の4第3項各号及び第4項に掲げる事由に該当しているが、納税の猶予に係る期限が到来していないものなど）がある場合には、備考欄に「〇年〇月〇日譲渡」などのように、特例山林の異動見込の概要を記載してください。

(注) 価額については相続開始時点での相続税評価額を記載してください。

通信日付印の年月日	確認印	番 号
年 月 日		

納税猶予の適用を受けている山林について収用交換等による譲渡を行った場合の利子税の軽減の特例の適用を受けるための届出書



平成____年____月____日

____税務署長

〒

届出者住所_____

氏名_____印
(電話番号 _____)

租税特別措置法第70条の6の4第1項の規定の適用を受けている山林について、次のとおり収用交換等による譲渡をしたので、納付すべき利子税について同法第70条の8第4項の規定の適用を受けるため、同条第2項又は第5項の規定により関係書類を添付して届け出ます。

特例山林の相続（遺贈）を受けた年月日

平成
昭和 年 月 日

被相続人

住
所氏
名

1 収用交換等により譲渡した特例山林の明細

- (1) 所在場所 _____
(2) 地 目 _____
(3) 面 積 _____h a

(注) この欄に書ききれない場合には「届出書（付表）」に記載してください。

2 特例山林の譲渡をした日 _____ 平成____年____月____日

3 特例山林の譲渡先 _____ 所在地 _____

名 称 _____

4 その他参考事項

※ 添付書類

☐
☐

☐
☐

関与税理士

印

電話番号

(資12③-13-1-A4統一)

(裏)

使 用 目 的

この届出書は、相続税の納税猶予（租税特別措置法第 70 条の 6 の 4 第 1 項）の適用を受けている山林を収用交換等により譲渡した場合に納付すべき利子税について同法第 70 条の 8 第 4 項の規定の適用（この適用を受けると、利子税が通常の 2 分の 1 の金額に軽減されます。）を受けようとするときに使用してください。

納税猶予の適用を受けている山林について収用交換等による譲渡を行った場合
の利子税の軽減の特例の適用を受けるための届出書(付表)

届出者	住所		氏名	
-----	----	--	----	--

収用交換等により譲渡した特例山林の明細

所 在 場 所	土地又は立木の別	面 積	備 考
		ha	

- (注) 1 「公共事業施行者の収用交換等による譲渡を受けたことを証する書類」に記載された
「譲渡を受けた特例山林」の内容と同じか確認してください。
2 相続の後に分筆等があったものについては、その旨を備考欄に記載してください。

(資12③-13-2-A 4 統一)

猶予期限が確定した山林についての相続税額の通知書

第 号

平成 年 月 日

〒

住 所

氏 名 様

税 務 署 長

(通知用)

あなたが 殿から相続（遺贈）により取得した山林の相続税については、
租税特別措置法第70条の6の4第1項の規定により、納税の猶予がなされていましたが、次の
とおりその猶予期限が確定しましたので通知します。

1 納税の猶予がなされていた相続税の額・・・・・・・・・・ 円

2 猶予期限が確定した相続税の額（猶予確定税額）・・・・・・ 円

ほか利子税の額

（租税特別措置法第70条の8〈口該当・口非該当〉） 円

3 引き続き納税の猶予がなされる相続税の額・・・・・・・・・・ 円

4 確定した相続税の猶予期限・・・・・・・・・・ 平成 年 月 日

5 猶予期限が確定した理由

猶予期限が確定した相続税の額及び利子税の額は、上記4の猶予期限までに 同封の納付書に
至 急
より日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（郵便局を含む。））又は当税務署へ納付し
てください。

なお、上記4の猶予期限までに納付しなかった場合には、上記2の猶予確定税額に、上記4の
猶予期限の翌日から完納のびまで延滞税が加算されますので、猶予確定税額、利子税の額と併せ
て納付してください。

猶予期限が確定した山林についての相続税額の通知書

使用目的

この通知書は、山林の納税猶予適用事案について、納税猶予の期限が確定した場合に、特例適用者に対し、その旨を通知するために使用するものである。

通信日付印の年月日	確認印	番 号
年 月 日		

山林についての相続税の納税猶予取りやめ届出書

猶予整理簿	検 算
※	※

税務署
受付印

税 務 署 長

平成 年 月 日

〒

届 出 者
(林業経営相続人)

住 所

氏 名
(電話番号 - -) 印

租税特別措置法第70条の6の4第1項の規定に基づく山林についての相続税の納税猶予の特例について、この特例の適用を受けることを取りやめたいので、同条第3項第5号の規定によりその旨を届け出ます。

被相続人

〒

(電話番号 - -)

相続 (遺贈)

住所 氏名 があった年月日 平成 年 月 日

この届出書を提出する日における猶予中相続税額 円

(注) この届出書を提出した日から2か月を経過する日(当該2か月を経過する日までの間に届出書を提出した林業経営相続人が死亡した場合には、林業経営相続人の相続人(包括受遺者を含みます。)が林業経営相続人の死亡による相続の開始のあったことを知った日の翌日から6か月を経過する日)が納税の猶予に係る期限となりますので、当該納税の猶予に係る期限までに、納税猶予中の相続税及び利子税を納付する必要があります。

※印欄は記入しないでください。

関与税理士

電 話 番 号

(資12③-2-A4統一)

(裏)

使 用 目 的

この届出書は、山林についての相続税の納税猶予の特例の適用を受けた林業経営相続人が税務署長に納税猶予の特例の適用を受けることを取りやめる旨の届出を、租税特別措置法第70条の6の4第3項第5号の規定により行うために使用するものです。

通信日付印の年月日	確認印		番 号
年 月 日			

山林についての相続税の納税猶予の免除届出書

猶予整理簿	検 算
※	※

税務署
受付印

平成 年 月 日

税 務 署 長

平成 年 月 日に林業経営相続人（氏名

（住所）が死亡したので、

租税特別措置法第70条の6の4第15項の規定により、次の相続税を免除されたいので関係書類を添付して届け出ます。

届出者（林業経営相続人の相続人）

〒 住所 (電話番号) 氏名 印 林業経営相続人との続柄

〒 住所 (電話番号) 氏名 印 林業経営相続人との続柄

〒 住所 (電話番号) 氏名 印 林業経営相続人との続柄

〒 住所 (電話番号) 氏名 印 林業経営相続人との続柄

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

被相続人 住所 氏名 相続（遺贈）があった日 平成 年 月 日

1 林業経営相続人の死亡の日（以下「死亡日」といいます。）における猶予中相続税額

(1) 死亡日の直前の経営報告基準日（以下「死亡日直前の基準日」といいます。）における猶予中相続税額 円

(2) 死亡日直前の基準日の翌日から死亡日までの間に納税猶予に係る期限が到来した猶予中相続税額 円

(3) 猶予中相続税額〔(1)－(2)〕 円
(内 円)

2 免除を受ける相続税額 円

3 林業経営相続人の山林所得に係る収入金額

	年分	所得税の申告書の提出先	山林所得に係る収入金額
死亡日の属する年の3年前分	年分	税務署	円
死亡日の属する年の2年前分	年分	税務署	円
死亡日の属する年の前年分	年分	税務署	円

【添付書類】

- 被相続人に係る相続の開始の日から林業経営相続人の死亡日の前日までの間継続してその林業経営相続人によって特定森林経営計画に従って適正かつ確実に経営が行われてきたことを証する市町村長の証明書
- 1と同じ期間において、森林法施行規則第42条第2号に掲げる要件に該当することについて引き続いて農林水産大臣の確認を受けてきたことを証する農林水産大臣の証明書
- 1と同じ期間において、租税特別措置法第70条の6の4第3項及び第4項の規定に該当しなかったことを証する農林水産大臣の証明書
- 「特例山林の明細書（兼特例山林の異動明細書）」

関与税理士	電話 番号
-------	-------

(資12③－3－A4統一)

※ 印欄は記入しないでください。

（裏）
記 載 方 法 等

1 使用目的

この届出書は、林業経営相続人が、被相続人の相続税の申告書の提出期限の翌日以後に死亡した場合に、租税特別措置法第70条の6の4第15項の規定により、林業経営相続人の相続人が納税猶予の特例の適用を受ける相続税の免除を受けたい旨を税務署長に届け出るために使用するものです。

なお、この届出書の提出期限は、林業経営相続人が死亡した日から同日以後6か月を経過する日になります。

2 記載方法等

(1) 届出者の欄は相続人等の全員が記載してください。

(2) 記載事項1(1)について

イ 経営報告基準日とは、施業整備期間(注1)にあっては当初認定起算日(注2)から1年ごとの日、施業整備期間の末日の翌日(当初認定起算日以後10年を経過する日の翌日以後に被相続人について相続が開始した場合にあっては当該翌日)から猶予中相続税額に相当する相続税の全部につき納税の猶予に係る期限が確定するまでの期間にあってはその末日の翌日から3年を経過するごとの日をいいます。

(注1) 施業整備期間とは、当初認定起算日からその当初認定起算日以後10年を経過する日までの間にこの特例の適用に係る被相続人について相続が開始した場合における、その相続の開始の日の翌日からその10年を経過する日又はその相続に係る林業経営相続人の死亡の日のいずれか早い日までの期間をいいます。

(注2) 当初認定起算日とは、特定森林経営計画に係る被相続人(特定森林経営計画につき過去に森林法第17条第1項の規定の適用があった場合にあっては、最初の適用に係る認定所有者等)が市町村長等の認定を受けた特定森林経営計画(森林法第11条第3項に規定する事項が記載された最初のものに限りま

す。)の始期をいいます。
ロ 死亡日直前の基準日がない場合又は死亡日直前の基準日が相続税の申告書の提出期限までに到来する場合には、相続税の申告において納税猶予の特例の適用を受けた相続税額を記載してください。

(3) 記載事項1(2)について

イ 死亡日直前の基準日がない場合又は死亡日直前の基準日が相続税の申告書の提出期限までに到来する場合には「死亡日直前の基準日」を「相続税の申告書の提出期限」と読み替えて、該当する猶予中相続税額を記載してください。

ロ 納税の猶予に係る期限は、原則として租税特別措置法第70条の6の4第3項各号及び同条第4項に掲げる日から2か月を経過する日になります。

(4) 記載事項1(3)について

内書には、納税の猶予に係る期限が死亡日の翌日以後に到来すると見込まれる場合(租税特別措置法第70条の6の4第3項各号及び第4項に掲げる事由に該当しているが、納税の猶予に係る期限が到来していない場合など)における、その猶予中相続税額を記載してください。

財産等が使用開始されていない場合のやむを得ない事情等の届出書

		国 税 庁 長 官 殿		平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日	
		届出者 〒 住所又は所在 フリガナ 氏名又は名称 (印) 生年月日 (明・大・昭・平 年 月 日) 代表者氏名 (印) 職 業 電話番号 - - -			
(1) 租税特別措置法第40条第3項に規定する財産等が使用開始されていない場合 (第3表の「使用開始(予定)日」欄に「予定」と表示した場合や寄附土地上に建物等を新たに建築する場合) (平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日現在)					
① 財産等が土地の場合でその土地の上に建物を建築中又は建築する予定である場合					
建築着工の有無		入 札 年 月 日	建築確認申請年月日	請負契約年月日	工事着工年月日
有 ・ 無		・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
建築請負業者に関する事項		所 在 地			
		名 称	(電話番号 - - -)		
建築資金の調達方法等	調達(予定)年月日	調達(予定)方法	金額(予定)	調達(予定)先 (調達方法が「自己資金」を除く。)	寄附者と調達先との関係
	・ ・	借入・寄附・自己資金	千円		
	・ ・	借入・寄附・自己資金			
	・ ・	借入・寄附・自己資金			
	・ ・	借入・寄附・自己資金			
	・ ・	借入・寄附・自己資金			
(注) 請負金額の全額に係る建築資金の調達方法等を記載してください。					
② ①以外の場合					
〔使用開始されていない理由を具体的に記入します。〕					
(2) 財産等がやむを得ない事情により寄附があった日から2年以内に使用開始できない場合又は租税特別措置法第40条第5項から第10項の規定により取得する財産等が譲渡等の日から1年以内に使用開始できない場合 (平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日現在)					
〔寄附財産の使用開始が、やむを得ない事情により寄附のあった日から2年以内又は譲渡等の日から1年以内に使用できない場合には、そのやむを得ない事情を具体的に記載します。〕					
				使用開始予定年月日	平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日

※ 税務署整理欄					
整理簿	送信月付印	確認者印	税務署名	送付区分	自局 自局 不明

※の項目は記入する必要がありません。

(資 13-28-A 4 統一)

〔記載要領等〕

《使用区分》

この届出書は、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 40 条第 1 項の規定による寄附財産を寄附の日から 2 年以内に公益目的事業の用に直接供せないやむを得ない事情を届出する場合又は措置法第 40 条第 5 項から第 10 項の規定による譲渡等の日の翌日から 1 年以内に公益目的事業の用に直接供せないやむを得ない事情を届出する場合に使用します。

《記載要領》

この表には、届出書を提出する日にできるだけ近い日の状況により記載してください。

《添付書類》

- 1 財産等が土地である場合でその土地の上に建物を建築中又は建築する予定である場合
 - (1) 建築請負契約書の写し
 - (2) 建築資金の調達方法が確認できる書類（例えば、融資決定通知書の写し、補助金の決定通知書の写し等）
 - (3) 建築工事のスケジュール表
 - (4) 建築する建物の利用状況が分かる平面図
 - (5) 建築業者の選定経緯が分かる書類（例えば、入札に係る理事会の議事録の写しなど）
- (注) 建築完了後、①建築した建物の登記事項証明書等、②建築した建物の写真を提出してください。
- 2 財産等がやむを得ない事情により寄附があった日から 2 年以内に使用できない場合又は譲渡等の日の翌日から 1 年以内に使用できない場合
そのやむを得ない事情に至った事実が確認できる書類等

租税特別措置法第40条第10項の規定による公益法人等が幼保連携型認定こども園の設置のために財産等を贈与する場合の届出書

		平成 年 月 日	
		国 税 庁 長 官	
届出者 千		所在地	
フリガナ		名 称	
代表者氏名		⑧	
(連絡先)		氏 名	
電話番号		— — — — —	
租税特別措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈による財産若しくは代替資産又は買換資産を、下記のとおり幼保連携型認定こども園の設置のために他の公益法人等(譲受法人)に贈与する予定ですので、租税特別措置法第40条第10項の規定による届出をします。			
1 寄附者に関する事項			
当初寄附年月日	昭和・平成 年 月 日	承認 年 月 日	昭和・平成 年 月 日
譲受法人に贈与しようとする財産等の寄附者	住 所	(寄附時の住所)	
	電 話 番 号	千 (電話番号 — —)	
	フリガナ	氏 名	
承認を受けた財産の明細			
種 類	細 目	所 在 地	数 量
2 届出者(譲渡法人)に関する事項			
幼稚園又は保育所等の廃止等の 認可承認日・認可承認の申請日・届出日		平成 年 月 日	
譲受法人に贈与しようとする財産等の贈与予定年月日		平成 年 月 日	
3 譲受法人に贈与しようとする財産等の明細			
種 類	細 目	所 在 地	数 量
4 譲受法人に関する事項			
主たる事務所の所在地	フリガナ	代表者氏名	電話番号
	名 称		— —
幼保連携型認定こども園、幼稚園又は保育所等の設置等の 認可日・認可の申請日・届出日		平成 年 月 日	
5 その他参考事項 (やむを得ない事情により贈与の日の翌日から1年以内に使用開始できない場合のやむを得ない事情等を含みます。)			
使用開始予定年月日		平成 年 月 日	

※ 税務署整理欄

整理簿	通信日付等	譲渡者	印	税務署名	送付区分	自局	他局	不明
-----	-------	-----	---	------	------	----	----	----

※の項目は記入する必要がありません。

(資 13-41-A 4 統一)

〔記載要領等〕

《記載要領》

- 1 「**届出者**」には、措置法第 40 条第 1 項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈により財産を取得した公益法人等(譲渡法人)の主たる事務所の所在地等について記載し、当該譲渡法人の代表者印を押印してください。
- 2 「**1 寄附者に関する事項**」の「住所」欄には、届出者(譲渡法人)に対し財産を寄附した者の現在の住所及び寄附時の住所等について記載してください。
- 3 「承認を受けた財産の明細」欄には、当初の寄附時に措置法第 40 条第 1 項後段の規定による承認を受けた財産の明細を承認申請書第 3 表の記載要領に準じて記載してください。
- 4 「**2 届出者(譲渡法人)に関する事項**」の「幼稚園又は保育所等の廃止等の 認可承認日・認可承認の申請日・届出日」欄には、次のいずれかの日を記載してください。
 - イ 幼稚園の廃止若しくは設置者の変更の認可を受けた日又は認可の申請をした日
 - ロ 保育所の廃止の承認を受けた日又は承認の申請をした日
 - ハ 保育機能施設の設置者変更の届出を行った日
- 5 「**3 譲受法人に贈与しようとする財産等の明細**」の「使用開始予定年月日」欄には、財産等が幼保連携型認定こども園の事業に使用される予定年月日を記載してください。また、「使用目的」欄には、「こども園の園舎敷地」、「こども園の園舎」等、具体的に記載してください。

(注) 「幼保連携型認定こども園」とは、旧幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号。以下「認定こども園法」という。))に規定する認定こども園である幼保連携施設(幼稚園及び保育所で構成されるものに限り。))又は幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成 24 年法律第 66 号)による改正後の認定こども園法に規定する幼保連携型認定こども園)をいいます。
- 6 「**4 譲受法人に関する事項**」の「幼保連携型認定こども園、幼稚園又は保育所等の設置等の 認可日・認可の申請日・届出日」欄には、次のいずれかの日を記載してください。
 - イ 旧幼保連携型認定こども園の認定を受けた者の変更の届出を行った日
 - ロ 幼保連携型認定こども園(旧幼保連携型認定こども園を除く。)の設置の認可を受けた日又は認可の申請をした日
 - ハ 幼稚園の設置若しくは設置者の変更の認可を受けた日又は認可の申請をした日
 - ニ 保育所の設置の認可を受けた日又は認可の申請をした日
 - ホ 届出者(譲渡法人)が設置していた保育機能施設の設置者の変更を事由とする届出が行われた日
- 7 「**5 その他参考事項**」欄は、その他参考となる事項や譲受法人に贈与しようとする財産等がやむを得ない事情により贈与の日の翌日から 1 年を経過する日までの期間内に幼保連携型認定こども園を設置し、運営する事業に使用を開始することができない場合のやむを得ない事情等について具体的に記載してください。
- 8 この届出書は「譲受法人に贈与しようとする財産等の寄附者」ごとに作成してください。

《添付書類》

- この届出書には、次の書類を添付してください。
- 1 届出者である譲渡法人及び譲受法人の登記事項証明書
 - 2 譲受法人が措置法第 40 条第 10 項の規定の適用を受けることを確認したことを証する書類
 - 3 譲受法人に贈与しようとする財産等及び贈与予定年月日の記載がある契約書等の書類
 - 4 上記《記載要領》4 及び 6 の認可等を受けたこと又はその申請等を行ったことを証する書類
 - 5 幼保連携型認定こども園の設置予定日の記載のある書類(認可等の申請書、理事会議事録等)
 - 6 譲受法人に贈与する寄附財産等が贈与の日の翌日から 1 年を経過する日までの期間内に幼保連携型認定こども園を設置し、運営する事業に使用を開始することができないやむを得ない事情がある場合には、その事情に至った事実が確認できる書類

租税特別措置法第40条第12項の規定による特定一般法人が公益認定
を受けた場合の届出書

国 税 庁 長 官 殿

平成 年 月 日

届出者 〒
所在地 _____
フリガナ _____
名 称 _____
代表者氏名 _____ ②
(連絡先)
氏 名 _____
電話番号 _____

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第4条の認定を受けましたので、下記のとおり租税特別措置法第40条第12項の規定による届出をします。

認定前の名称等 【公益認定法第4条の認定年月日 平成 年 月 日】

主たる事務所の所在地

フリガナ
名 称

代表者名

電話番号
— —

当初寄附年月日

昭和・平成 年 月 日

承認年月日

昭和・平成 年 月 日

特定贈与等を受けた
財産の寄附者住所
電話番号(寄附時の住所
〒 _____)
(電話番号 — —)フリガナ
氏 名

特定贈与等を受けた財産の明細

種 類	細 目	所 在 地	数 量	使 用 実 績

その他参考事項

作成税理士
事務所所在地
署名押印
(電話番号)

※の項目は記入する必要がありません。

* 税務署整理欄 (この欄の項目は記載する必要ありません。)					
通 信 日 付 印	寄 附 者 所 在 地	1. 自署 2. 他署 (自署) 3. 他署 (他署) 4. 不明	送 付 年 月 日	要一 局 一 寄	(1) (2)

(資 13-35-A 4 統一)

租税特別措置法施行令第 25 条の 17 第 24 項の規定による公益法人等が
公益認定を取り消された場合の届出書

税務署受付印

国 税 庁 長 官 殿

平成 年 月 日

届出者 千
所在地
フリガナ
名 称
代表者氏名
(連絡先)
氏 名
電話番号

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 29 条第 1 項又は第 2 項の規定による同法第 5 条の公益認定の取消しの処分を受けましたので、下記のとおり租税特別措置法施行令第 25 条の 17 第 24 項の規定による届出をします。

認定取消し処分前の名称等				
主たる事務所の所在地	フリガナ 名 称	代表者氏名	電話番号	
			— —	
取消し処分を受けた年月日	取消し処分を受けた事由（二以上の事由があるときはそのすべての事由）			
平成 年 月 日				
定款変更の有無	定款変更年月日	定款変更の概要		
☐ 有 ☐ 無	平成 年 月 日			
当初寄附年月日	昭和・平成 年 月 日	承認年月日	昭和・平成 年 月 日	
特定贈与等を受けた財産の寄附者	住 所 電 話 番 号	(寄附時の住所 〒 (電話番号 — —)		
	フリガナ 氏 名	-----		
特定贈与等を受けた財産の明細				
種 類	細 目	所 在 地	数 量	使 用 実 績
その他参考事項				

* 税務署整理欄（この欄の項目は記載する必要がありません。）							
送附目録印	寄附金所轄署	1 自署	2 他署（自局）	3 他署（他局）	4 不明	送附年月日	
		署→局	局→署	(1)	(2)		
		確認者 印	確認者 印				

※の項目は記入する必要がありません。

租税特別措置法第40条第____項の規定の適用を受けることの確認書

平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日

国 税 庁 長 官 殿

(確認をした法人)

所 在 地 _____

フリガナ
名 称 _____

代表者氏名 _____ ㊞

(連絡先)

氏 名 _____

電 話 番 号 _____

当法人は、下記の法人が租税特別措置法第40条____項の規定の適用を受けることを
※裏面参照
確認をします。

(特定贈与等を受けた又は特定贈与等を受けたとみなされた法人)

所 在 地 _____

フリガナ
名 称 _____

代表者氏名 _____

○参考事項 (特定贈与等を受けた財産)

種類・細目 _____

所 在 地 _____

数 量 _____

(注) 特定贈与等を受けた法人が上記の規定を適用した場合には、確認をした法人が、当該特定贈与等を受けた法人とみなされることとなりますので、上記の規定適用日以降は確認をした法人に対して租税特別措置法第40条各項の規定が適用されることとなります。

〔租税特別措置法第40条第 項の規定の適用を受けることの確認書記載要領等〕

《使用区分》

この書類は、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第40条第1項後段の承認を受けた公益法人等（以下「当初法人」といいます。）が、同条第3項に規定する財産等について同条第6項から第10項までの規定の適用を受けようとする場合に、その財産等の移転などを受ける公益法人等（以下「引継法人等」といいます。）が、当初法人が当該規定を受ける旨を確認した際に作成します。

なお、この書類を引継法人等が作成した後は、速やかに当初法人に交付してください。

《記載要領》

- 1 「租税特別措置法第40条第____項の規定を受ける・・・確認書」の____には、次の区分に応じて次の数字を記載してください。
 - (1) 措置法第40条第6項の規定の適用を受ける場合・・・・・・・・・・「6」
 - (2) 措置法第40条第7項の規定の適用を受ける場合・・・・・・・・・・「7」
 - (3) 措置法第40条第8項の規定の適用を受ける場合・・・・・・・・・・「8」
 - (4) 措置法第40条第9項の規定の適用を受ける場合・・・・・・・・・・「9」
 - (5) 措置法第40条第10項の規定の適用を受ける場合・・・・・・・・・・「10」
- 2 「（確認をした法人）」には、措置法第40条第3項に規定する財産等の移転などを受ける公益法人等が、その主たる事務所の所在地、名称などを記載し当該公益法人等の代表者印を押印してください。

なお、「所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。
- 3 「当法人は、・・・租税特別措置法第40条第____項の規定を受ける・・・確認しました。」の____には、上記1に準じて記載してください。
- 4 「（特定贈与等を受けた又は特定贈与等を受けたとみなされた法人）」には、措置法第40条第6項から第10項の規定の適用を受けようとする当初法人の主たる事務所の所在地、名称などを記載してください。
- 5 「○参考事項（特定贈与等を受けた財産）」には、移転などを受ける財産等について記載してください。なお、移転などを受ける財産等が複数ありこの書類に記載しきれない場合は、適宜の用紙に記載し添付してください。